令和８年（2026年）９月17日（木曜日）

第　６　号

令和８年第３回北海道議会定例会会議録

第　６　号

令和８年（2026年）９月17日（木曜日）

議事日程　第６号

９月17午前10時開議

日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

１．日程第１

出席議員（96人）

議長	100番	伊藤条一君
副議長	82番	梶谷大志君
	１番	山崎真由美君
	２番	岡田遼君
	３番	小林千代美君
	４番	清水敬弘君
	５番	板谷よしひさ君
	６番	伊東尚悟君
	７番	今津寛史君
	８番	木下雅之君
	９番	黒田栄継君
	10番	小林雄志君
	11番	髙田真次君
	12番	武市尚子君
	13番	千葉真裕君
	15番	鶴羽芳代子君
	16番	戸田安彦君
	17番	早坂貴敏君
	18番	藤井辰吉君
	19番	前田一男君
	20番	水間健太君
	21番	鈴木仁志君
	22番	田中勝一君
	23番	石川さわ子君
	24番	海野真樹君
	25番	丸山はるみ君
	26番	中村守君
	27番	寺島信寿君
	28番	水口典一君
	29番	川澄宗之介君
	30番	木葉淳君
	31番	小泉真志君
	32番	鈴木一磨君
	33番	武田浩光君
	34番	渕上綾子君
	35番	宮崎アカネ君
	36番	山根まさひろ君
	37番	和田敬太君
	38番	植村真美君
	39番	佐々木大介君
	40番	滝口直人君
	41番	林祐作君
	42番	檜垣尚子君
	43番	宮下准一君
	44番	村田光成君
	45番	渡邊靖司君
	46番	浅野貴博君
	47番	安住太伸君
	48番	内田尊之君
	49番	大越農子君

50番	太田憲之君
51番	桐木茂雄君
52番	久保秋雄太君
53番	佐藤禎洋君
55番	千葉英也君
56番	道見泰憲君
57番	船橋賢二君
58番	丸岩浩二君
59番	中野秀敏君
60番	池端英昭君
61番	菅原和忠君
62番	中川浩利君
63番	畠山みのり君
64番	沖田清志君
65番	笹田浩君
66番	白川祥二君
67番	新沼透君
68番	阿知良寛美君
69番	田中英樹君
70番	中野渡志穂君
72番	真下紀子君
73番	荒当聖吾君
74番	森成之君
75番	赤根広介君
76番	佐藤伸弥君
77番	池本柳次君
78番	滝口信喜君
79番	松山丈史君
80番	市橋修治君
81番	稲村久男君
84番	広田まゆみ君
85番	高橋亨君
86番	平出陽子君
87番	花崎勝君
88番	三好雅君
89番	村木中君
90番	吉田祐樹君
91番	田中芳憲君
92番	冨原亮君
93番	松浦宗信君
94番	中司哲雄君
95番	藤沢澄雄君
96番	村田憲俊君
97番	吉田正人君
98番	喜多龍一君
99番	髙橋文明君

欠　　員（４人）

14番

54番

71番

83番

出席説明員

知事	鈴木直道君
副知事	濱坂真一君
同	三橋剛君
同	加納孝之君
公営企業管理者	谷内浩史君
総務部長 兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総合政策部長 兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部 グローバル戦略推進監	大矢邦博君
総合政策部 交通企画監	斎藤由彦君
環境生活部長	天野紀幸君
環境生活部 アイヌ政策監	髙見里佳君

保健福祉部長	竹澤孝夫君
経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	後藤知佳子君
経済部次世代社会戦略監	青山大介君
農政部長	鈴木賢一君
農政部食の安全・みどりの農業推進監	野口正浩君
水産林務部長	野村博明君
水産林務部森と海の未来づくり推進監	近藤将基君
建設部長	関　俊一君
企業局長	所　健一郎君
財政局長	藤原啓裕君
財政課長	髙畠研人君
教育委員会教育長	中島俊明君
教育部長兼教育職員監	猪口浩司君
学校教育監	伊賀治康君
総務課長	手塚和貴君
警察本部長	友井昌宏君
総務部長	久馬昌司君
交通部長	岩崎靖一君
総務部参事官兼総務課長	下里敬輔君

議会事務局職員出席者

事務局長	山田哲史君
議事課長	髙橋　究君
議事課長補佐	阿部厚次君
議事係長	古賀勝明君
議事課主任	成田将幸君
同	伊藤　僚君

午前10時１分開議

○議長伊藤条一君　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔髙橋議事課長朗読〕

１．本日の会議録署名議員は、

田中芳憲　議員
松浦宗信　議員
中司哲雄　議員

であります。

１．日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号

（質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君　日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

板谷よしひさ君。

○５番板谷よしひさ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

最初に、企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。

令和７年度の苫小牧市への企業版ふるさと納税は、様々な資金獲得に向けてアプローチしてきたことが実を結び、寄附件数が過去最多の37件、金額も前年度比2.6倍の５億4217万円となるとの報道がありました。

人口減少や少子・高齢化が進む中、市町村はもとより、北海道においても、将来にわたって持続可能な自治体運営をどう実現していくかは避けて通れない課題であり、個人が主体のふるさと納税とは異なり、企業版ふるさと納税は、企業が地域再生の取組に寄附する制度として重要な役割を果たしております。

全国の寄附実績は、令和６年度には、前年度比約1.3倍の631億4000万円、件数も約1.3倍の１万8457件となり、金額、件数ともに大きく増加しております。また、寄附を行った企業数も約1.1倍の8464社、寄附を受領した地方公共団体数も約1.1倍の1590団体と、それぞれ増加しております。

国は、この制度を、市町村間の競争を促し、地方創生を後押しするものと位置づけており、令和７年度の税制改正では適用期限が３年間延長されるなど、制度の継続、充実が図られてきました。

しかしながら、こうした制度の効果は、主に市町村の実績を通じて語られることが多く、都道府県、とりわけ、北海道自身が、この制度をどのように受け止め、どのような効果を見いだしてきたかについては、必ずしも明らかではないと感じております。

そこで、以下、お伺いいたします。

市町村間の競争を促し、地方創生を後押しするという企業版ふるさと納税の効果について、道内の市町村においてどの程度発揮されているのか、道としての認識をお伺いいたします。

また、北海道自身がこの制度を活用することについて、これまでどのような検討を行い、どのような効果を見いだし、今後どのように取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

次に、専修学校についてお伺いいたします。

先般、北海道私立専修学校各種学校連合会創立80周年記念式典祝賀会に出席した際、本道における専修学校の状況について伺う機会がありました。

専修学校制度は、昭和51年の学校教育法改正により創設された学校種であり、それまでの各種学校にはなかった修学年限や授業時数等の基準を整備し、後期中等教育及び高等教育の一環として位置づけられたものと承知しております。

全国では、令和７年度時点で、学校数が約2800校弱、在学者数が60万人を超えており、専修学校は、大学等と並ぶ進学の受皿として、一定の役割を果たしております。

また、企業等と連携した実践的な教育課程である職業実践専門課程の認定を受ける学校も増えており、実務に直結した人材育成の場としての重要性は増していると考えております。

本道においては、専修学校数は、平成25年度の179校から令和５年度には159校へ、生徒数も同期間で３万人超から２万5000人程度へと減少しており、少子化の影響に加え、進学者や学校そのものが大都市圏に集中する構造の中で、地方に立地する専修学校ほど、経営上、厳しい状況に置かれていることが分かりました。

そこで、以下、お伺いいたします。

地域における専修学校の重要性、とりわけ地元における人材育成、就職の受皿としての役割について、道としてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

また、実践的な職業教育の必要性について、道としてどのように認識しているのか、さらに、その振興に向けて今後どのように取り組んでいく考えか、お伺いいたします。

次に、交通政策について、２点お伺いいたします。

まず、運輸業についてお伺いいたします。

本年８月に発生した大雨災害では、ＪＲ室蘭線の被災により、札幌と函館を結ぶ特急列車や貨物列車の運行が長期にわたり止まり、農産品の輸送については、トラックによる代替輸送で急場をしのいだところであります。

一方で、事業者からは、輸送量の全てをトラックに切り替えることは物理的に困難であるとの声も聞かれており、鉄道網に不測の事態が生じた際、地域の物流を最後に支える役割をトラック運送が担っていること、そして、この代替輸送力にも限界があることが、今回の災害を通じて改めて浮き彫りとなりました。

こうした中、運送業を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。令和６年４月からの時間外労働の上限規制、いわゆる物流の2024年問題により、全国的にトラックドライバーの確保が困難になっていると考えられますが、広大な面積を持ち、積雪寒冷という条件を抱える北海道においては、長距離輸送や早朝・休日配送の担い手不足が他都府県以上に深刻な形で現れております。

加えて、燃料価格の高騰が事業者の収支を圧迫しており、運賃の上昇が必ずしもドライバー運賃向上に直結していないとの指摘も併せ、人手不足、労働時間規制、燃料高騰という三重の要因が重なり、運送業は危機的な状況にあります。

物流は、単に商品を運ぶという機能にとどまらず、今回の豪雨災害のような災害時も含め、道民の暮らしと産業を根底から支える基盤であり、言わば物流の安全保障と言うべき視点から、持続可能な運送業の在り方を考えていかなければなりません。

そこで、以下、お伺いいたします。

人手不足や時間外労働の上限規制、燃料価格の高騰など、運送業が置かれている現状について、道はどのように認識しているのか、お伺いいたします。

また、今回の災害対応で見られたような、鉄道など他の交通機関が機能停止した際の代替輸送力としてのトラック運送の役割についてどう捉えているのか、お伺いいたします。

さらに、こうした課題を踏まえ、働き方改革の推進や外国人材の活用など、人材確保に向け

て、道として今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、ＪＲ問題についてお伺いいたします。

ＪＲの維持困難線区８線区の中には、石北線や宗谷線といった特急列車が運行されている長大線区や、釧網線や富良野線のように季節運行の観光列車が走行する線区など、その特性や利用実態は様々であり、苫小牧市が関わる室蘭線と日高線のうち、特に、日高線は、営業キロが30.5キロメートルほどの線区であり、主に通学需要に特化した利用が顕著で、まさに地域を支える公共交通としてその価値を有しております。

その日高線の利用は、近年、輸送密度が１日当たり400人程度で推移しており、道内各地で人口減少が大きな課題となる中、利用者数が横ばいで推移していることは、沿線が取り組む利用促進の成果と認識しております。

そこでお伺いいたします。

道は、日高線をはじめとする８線区の利用促進の成果をどのように捉えているのかお伺いするとともに、地域との協議に臨むに当たって、道が示している、これまでの延長線上にある議論とは具体的にどのような考えなのか、所見をお伺いいたします。

また、遅々として進まなかった黄線区の地域協議に向けて、昨日、ＪＲ北海道の綿貫社長が定例記者会見を行い、黄線区の協議入りに関し、一番の障壁となっていた上下分離を撤回する考えを示し、国が、主体的な関与の下、設置する新たな協議の枠組みに道の協力を求め、知事にも説明があったところであります。

こうした動きは、沿線から見れば唐突であり、評価と困惑が入り交じる状況を招いているとも言えますが、知事は、今回の説明を踏まえ、どのような対応を図っていく考えなのか、所見をお伺いいたします。

次に、種芋問題についてお伺いいたします。

我が会派の代表質問でもありましたが、米国産生食用バレイショの輸入解禁要請につきましては、国際的な貿易ルールを踏まえ、現在も植物検疫上のリスクについて検討を進めているとのことですが、生産者や農業団体からは、バレイショ生産の先行きを不安視する声が上がってきております。こうした動きがあるからこそ、国内でバレイショを安定的に作り続けられる生産基盤を、これまで以上に維持強化していくことが重要と考えます。

本道は、全国生産量の８割を占めるバレイショの一大産地であり、その起点となる健全な原原種の安定供給が欠かせません。

種芋は、原原種、原種、採種という３段階の増殖工程を経て一般生産者に届けられますが、最上流の原原種は、国立研究開発法人農研機構の種苗管理センターが一元的に生産、供給しております。

しかしながら、この原原種は、近年、ウイルスに感染している株が増加するなど、萌芽不良や品質の低下が複数年にわたり繰り返し発生しており、本年３月の道議会でも、この萌芽不良は許容できないレベルにあるとの指摘がなされ、また、農業者からも健全な原原種の安定供給を求め

る声が高まっております。

種芋は、食用のバレイショを生産する以上に大変な労力が必要である中、こうした問題によって、これ以上、原種や採種の種芋生産者に対し、負担を強いることはあってはならず、原原種を含めた種バレイショの供給体制を立て直すことは、先送りできない喫緊の課題であると考えます。

そこで、以下、お伺いいたします。

道では、原原種の品質低下の問題をどのように認識しているのかお伺いし、また、この問題に対する国や種苗管理センターの現在の取組状況と今後の道の対応についてお伺いいたします。

次に、クロマグロ被害についてお伺いいたします。

太平洋クロマグロは、かつて、乱獲により親魚量が初期資源の僅か2.6％程度まで激減したとされ、資源の枯渇が国際的に強く懸念される状況にありました。

こうした事態を受け、平成23年頃から、中西部太平洋まぐろ類委員会及び全米熱帯まぐろ類委員会の枠組みの下で国際的な数量管理が始まり、我が国においても、平成30年から、漁獲可能量、いわゆるＴＡＣによる本格的な管理が導入されており、漁獲枠の上限に達した場合には、それ以上入網したクロマグロを生きたまま海に戻す再放流の徹底が、本道においても定着してきた経緯があります。

また、定置網は、特定の魚種だけを選別して漁獲する構造になっていないため、大量のクロマグロが入網することで、網が破損するといった被害が報告されております。

さらに、100キログラムを超えるような大型のマグロを生きたまま安全に海へ戻す作業には、大きな体力と時間、そして危険が伴うものであり、それ以上に、せっかく網に入った資源価値のある魚を水揚げできずに、再び海に戻さざるを得ないということそのものが、漁業者の方々にとって心理的にも大きな負担になっているのではないかと推察しております。

そこで、以下、お伺いいたします。

本道の定置網漁業におけるクロマグロの放流に伴う漁業者の負担や定置網の被害実態を、道としてどのように把握しているのか、また、これらを踏まえ、放流作業や被害を受けた網の修繕に対する支援の活用について、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、アキサケの資源対策についてお伺いいたします。

本道のサケ定置網漁業は、えりも以東海域の８月30日を初めに、順次、操業が解禁され、報道によると、出足は好調であるものの、近年は来遊魚の減少が続いており、道総研による本年の来遊予測では360万尾と、平成以降で最低だった昨年の686万尾を大きく下回る大変厳しい見通しとなっております。

アキサケは、漁業者のみならず、水産加工業など関連産業の裾野も広く、地域経済において重要な水産資源となっており、これまで、増殖事業団体が主体となり、人工ふ化放流事業による資源づくりが行われてきたところですが、河川に遡上する親魚も減少し、ふ化放流に必要な種卵の確保が難しくなることが懸念されております。

そこで、以下、お伺いいたします。

アキサケ資源の減少が続きますと、サケ定置網漁業の経営はもとより、本道の水産業へ大きな影響を及ぼすことから、増殖事業が将来にわたり安定的に維持されるよう、対策を講じていく必要があると考えますが、道として、増殖事業に対する認識を伺うとともに、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

最後に、森づくりは海づくりについてお伺いいたします。

昭和63年、ニシン漁の燃料確保のために、伐採で山が丸坊主になり、土砂流入により海藻が枯れ、沿岸漁業の衰退につながっている、こういう認識の下、道漁協の女性部が、創立30周年記念事業として、お魚殖やす植樹運動を始められました。

漁協女性部の皆さんは、「百年かけて百年前の自然の浜を蘇らせよう」を合い言葉に植樹を続けられ、この運動は今日まで続けられており、これまでに126万本を超える苗木が植えられております。

こうした地域住民主体の運動の広がりを背景に、道においても、平成７年から魚つき林整備推進事業が始まり、平成８年からは道が苗木の無償提供を行うなど、行政による支援が具体化していきました。さらに、平成14年度からは、魚などの生息環境を守る必要性の高い流域を対象に、道が「北の魚つきの森」として全道15か所を認定し、地域住民による自発的な森林づくり活動を制度的に支援する枠組みへと発展してまいりました。

一方で、道は、北海道森林づくり条例に基づく、北海道森林づくり基本計画の下、「道民ひとり１本植樹・育樹運動」をはじめとする植樹運動を全道的に推進しております。お魚殖やす植樹運動や「北の魚つきの森」は、言わば漁業関係者による水産、海洋の視点からの森づくりであり、道が全庁的に進める植樹運動と目的、理念において軌を一にするものと考えております。両者を連動させ、一体的な政策と位置づけることで、限られた予算、人員をより効果的に生かせるのではないかと考えます。

そこで、以下、お伺いいたします。

森づくりは海づくりという考え方について、これまで、植樹運動や魚つきの森といった森づくりの取組が、藻場の再生や水産資源の増大といった海づくりにどのような効果をもたらしているのか、また、お魚殖やす植樹運動、「北の魚つきの森」をはじめとした「道民ひとり１本植樹・育樹運動」のより一層の推進にどう取り組むのか、お伺いをいたします。

以上、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）板谷議員の質問にお答えいたします。

最初に、企業版ふるさと納税についてでありますが、本道においては、令和６年度、道分の約１億円を含め、177の自治体に全国で３番目となる45億円の寄附が寄せられており、まちづくりや政策推進の貴重な財源として、積極的な活用が進められています。

例えば、大樹町では、航空宇宙関連産業の集積に向けた取組が行われているほか、南幌町では、子育て環境の充実に向け、子ども室内遊戯施設を整備するなど、まちづくりの方向性に沿った特色ある取組につながっています。

また、道においても、ゼロカーボン北海道の実現に向けた地域の新エネルギー導入支援のほか、地域医療に貢献する人材の育成や若者の海外留学への支援などに活用しているところであり、今後とも、企業の方々にプロジェクトを分かりやすく発信し、関係性を深めることにより、企業版ふるさと納税の活用拡大につなげてまいります。

次に、黄線区の取組についてでありますが、地域においては、線区限定フリーパスや住民の方向け一日乗車切符の販売など、関係者の皆様が一体となって徹底した利用促進等の取組を進めてきた結果、鉄道の利用機会の創出や応援機運の醸成が図られており、道としては、こうした地域がこれまで進めてきた取組などを踏まえ、その延長線上で協議を進めていくことが重要と認識しております。

また、昨日、ＪＲ社長から、黄線区の協議開始に向けた考えなどについて説明があり、私からＪＲに対し、沿線の皆様からの信頼が得られるよう、地域の関係者の皆様への丁寧な説明を求めたところであります。

このほか、国及びＪＲから道に対し、国の主体的な関与の下、設置する新たな協議の枠組みについて、協力要請があったところでありますが、私としては、新たな枠組みにおける今後の協議の進め方や内容などについて、国やＪＲ等の考えを確認した上で、広域自治体としての対応を検討してまいります。

次に、種バレイショの原原種の品質低下などについてでありますが、本道がバレイショの全国一の産地としての役割を担っていくためには、健全な種バレイショの安定生産・供給が不可欠でありますが、近年、国の種苗管理センターが供給する原原種の品質低下が相次いでおり、本道バレイショ生産への影響が危惧される状況と認識しています。

道では、関係機関・団体の方々と連携し、国や種苗管理センターに対し、原因の究明と必要な対策を講じるよう求めてきたところであり、現在、種苗管理センターでは、高温に対応した栽培管理の見直しや低温貯蔵庫の整備、排水対策の実施による土壌改良など、品質改善に取り組んでいると承知しております。

道としては、引き続き、国や種苗管理センターに対し、品質改善に向けた対策の着実かつ迅速な実施や、進捗状況の共有を強く求めるなど、高品質な原原種が安定的に生産され、生産者の皆様が必要とする数量が確実に供給されるよう取り組んでまいります。

最後に、アキサケの資源対策についてでありますが、アキサケは、近年の大幅な来遊減少により、全道９地区の増殖事業団体の皆様が行うふ化放流に必要な親魚の確保が困難な状況になっていることから、増殖事業が着実に実施されるよう、対策が必要と認識しています。

このため、道では、漁業者の方々に対し、本年の来遊予測を踏まえ、操業始期を遅らせるなど、親魚を確保する取組の実施を促すとともに、本年２月に立ち上げた持続可能なさけ増殖事業

検討会において、地域の状況を踏まえた親魚の確保対策や放流規模等、事業の安定化に向けた、中期的な方針の検討を進めており、今後とも、関係機関の皆様との一層の連携の下、持続的な増殖事業の体制の確立に向け取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇）専修学校についてでありますが、人口減少や少子・高齢化により、様々な業種で人手不足が課題となっている中、専修学校は、実践的、専門的な職業教育機関として、多岐にわたる分野で地域の産業を支える人材の育成に大きく貢献しているものと認識しています。

また、国から職業実践専門課程の認定を受けた専門学校においては、企業と連携したより実践的かつ専門的な職業教育により、実務の最新の知識や技術、技能が身につけられることから、即戦力としての専門的職業人材を育成、輩出する教育機関として、重要な役割を担っているものと考えています。

このため、道では、学校経営の健全性を高めることなどを目的とした管理運営費補助金等により、支援を行っているところであり、今後とも、こうした助成等により、各専修学校において、質の高い教育が行われ、地域の将来を担う人材の育成が図られるよう努めてまいります。

○議長伊藤条一君　総合政策部交通企画監斎藤由彦君。

○総合政策部交通企画監斎藤由彦君（登壇）初めに、トラック輸送の現状などについてでありますが、道内のトラック事業者は、運転手不足に加え、燃料価格の高騰による経営への影響、働き方改革関連法の適用による輸送力の低下といった様々な課題を抱えるなど、厳しい状況にあることから、道では、国や物流事業者、関係団体などと連携しながら、運賃の適正化に関する荷主への働きかけや、輸送の効率化に向けた取組などを進めてきたところでございます。

トラック輸送は、広域分散型の本道において、鉄道と同様の長距離輸送はもとより、道民の皆様の暮らしや経済を支える貨物輸送の中核として、中距離輸送やラストマイルといった小口輸送に至るまで、幅広い役割を担っているほか、今般の大雨災害をはじめとした自然災害等により、鉄道貨物輸送が困難となった場合に、代行輸送として中心的な役割を担うなど、本道の物流機能の維持において、重要な輸送モードであると認識しております。

次に、物流の確保に向けた今後の取組についてでありますが、安定的な物流の確保に向けては、ドライバー不足により貨物輸送の停滞を招くことがないよう、これまで、就職相談会の開催や移住施策と連携した情報発信など、人材確保に取り組んだところでございます。

道では、北海道交通政策総合指針の重点戦略に基づき、物流事業者や関係機関など多様な主体の連携を図りながら、物流の効率化や商慣行の見直しなどを推進する必要があるとの考えの下、中継・共同輸送や宅配便の再配達削減によるドライバーの労働環境の改善などに向けて取り組むほか、今年度からは、新たに、上川地域における道の駅などを拠点としたラストマイル配送や、

札幌からの長距離トラック輸送の一部を鉄道輸送へ切り替えるモーダルシフトの実証事業に着手するなど、持続可能な物流体制の構築に向けた取組を着実に進めてまいります。

○議長伊藤条一君　水産林務部長野村博明君。

○水産林務部長野村博明君（登壇）クロマグロによる被害についてでありますが、近年、クロマグロの定置網での混獲が増えており、放流作業や網の修繕に大変苦慮しているとの声が寄せられていることから、漁業者の負担を軽減することが重要と認識しております。

道では、これまで、定置網漁業を対象とした実態調査を行い、本道の状況を国に説明するとともに、ＴＡＣの増枠や放流作業に伴う人件費への補助金の拡充に加え、漁具の被害に対する支援を求めてきたところであり、本年９月より、新たに網の修繕が支援の対象となりました。

道といたしましては、支援事業の活用を促進するとともに、引き続き、関係団体との連携の下、十分な事業予算の確保と適切なＴＡＣ配分について国に求めるなど、漁業者の皆様が将来にわたり安心して漁業を営めるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君。

○水産林務部森と海の未来づくり推進監近藤将基君（登壇）「道民ひとり１本植樹・育樹運動」の推進についてでございますが、道総研林業試験場などの報告によりますと、森林から供給される有機物や栄養塩が、藻場をはじめとする沿岸域の生態系の保全に寄与していることが明らかにされており、森林づくりは、水産資源の維持増大に貢献する重要な取組と認識しております。

道では、これまで、各地域の自発的な森林づくりの取組を促進するため、お魚殖やす植樹運動などに支援してきたほか、本年の北海道植樹祭において、枝幸漁協と枝幸町による森林づくり協定締結の橋渡しを行ったところでございます。

道といたしましては、引き続き、豊かな海づくりにつながる森林づくりの重要性について、ホームページやＳＮＳを活用し、広く周知するとともに、森林づくり協定の締結を促すなど、漁業関係者はもとより、地域の皆様や関係団体とも連携しながら、「道民ひとり１本植樹・育樹運動」を一層推進してまいります。

○議長伊藤条一君　板谷よしひさ君の質問は終了いたしました。

小泉真志君。

○31番小泉真志君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問をしてまいります。

まず、全国和牛能力共進会北海道大会について伺います。

来年８月26日から30日まで、私の地元・音更町及び帯広市において、北海道大会が開催されます。

北海道で初めての開催を契機として、北海道和牛のブランド力向上や生産者の意欲向上につながる位置づけと、道の計画でも示されております。この大会を単なる一過性のイベントに終わらせることなく、北海道全体の農業、畜産、地域経済の底上げにつなげなければなりません。

この大会は、改良成果や品質を競う国内最大級の和牛の祭典であり、優秀な成績は、ブランド力向上や販路拡大に直結する重要な機会でもあります。この大会を契機に、生産基盤の強化や後

継者確保も含め、本道畜産の持続的な発展につなげる視点が必要であります。

そこで、この大会開催を本道の畜産振興にどう結びつけるのか、知事の所見を伺います。

次に、知事は、記者会見で、消費者も含めた積極的なＰＲ活動に努め、オール北海道で、大会成功に向け、準備を進める考えを示しております。

北海道大会は、和牛関係者のみならず、観光客など38万人以上の来場が期待されております。

そこで、この大会を活用して、和牛に限らず、北海道産の農畜産物全体の認知度向上と販路拡大を図らなければなりません。北海道の魅力は、食の豊かさだけではなく、広大な自然、温泉、体験型観光など、多面的であります。こうした強みを一体的に発信することが、滞在時間の延伸や周遊拡大につながるものと考えます。

そこで、道は、この大会を契機に、本道の食と観光をどのように連動させ、全道各地への誘客や周遊促進につなげていく考えなのか、知事の所見を伺います。

三つ目に、大会の評価は、開催時だけのにぎわいだけではなく、終了後にどれだけ地域経済へ継続的な効果を残せるかにあります。大会を通じて整備される人流、商流、情報発信、地域連携を一時的なものにせず、将来の交流人口や産業振興につなげる取組が重要であると考えます。

そこで、道は、大会終了後も地域経済への波及効果を持続させるため、どのような仕組みづくりや施策展開を進める考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、持続可能な畑作振興について伺います。

北海道のバレイショは、道内農業の基幹作物として位置づけられており、特に、十勝やオホーツクは、小麦、てん菜、豆類と並ぶ輪作体系の重要な柱であります。北海道は国内のバレイショ収穫量の約８割を占める主産地で、全国の食料供給を支える存在でもあります。その安定生産には、健全な種バレイショの確保が欠かせません。

しかし、今、北海道における種バレイショ生産をめぐっては、大変な状況に陥っております。地元の種バレイショ生産者によると、今までは、20万株の圃場に病気株は10株あるかないかの宝探しの感覚で病気株を抜き取るのがマストであったが、今は、３％から５％、20万株の圃場で病気株が５％なら、実に１万株の抜取りが必要になるのです。

そこでまず、道として、種バレイショにおける病気株増加の現状をどのように把握し、どのような危機感を持っているのか、知事の認識を伺います。

次に、種バレイショ病気株の抜取り廃棄は必須であり、この病気株の激増は種バレイショ生産者の収入減につながり、単収が半減したとの声も寄せられております。

また、病気株の抜取りは、北海道条例に登録された生産者が実施するのですが、これだけの病気株をとても生産者だけでは抜き切れず、ヘルパー等を雇い入れて病気株を抜き取っております。

さらに、通常の防除だけでは足りないことから、これまで以上の防除を強いられており、生産者の負担はますます大きくなっております。今、必要なのは、種バレイショ経営を続けられる環境づくりであります。

そこで、道として、どのように種バレイショ生産農家を支援していくのか、知事の所見を伺います。

三つ目に、種バレイショの産地は、長年にわたり高度な技術と信頼によって築かれてまいりました。一方で、その維持は容易ではありません。生産者が将来に希望を持てなければ、種バレイショ生産は縮小し、安定供給が揺らげば、食用、加工用を含めた生産全体に大きな影響を及ぼします。

種バレイショ栽培は、手間と労力の作業が膨大なことから、担い手確保が難しくなっております。北海道の種バレイショ生産者数は、2013年の1386人から、2024年には952人、実に３割以上の減になっております。また、面積についても、4622ヘクタールから3839ヘクタールと、約780ヘクタールも減少しております。

そこで、道として、種バレイショ生産農家の減少をどのように受け止め、今後、担い手確保対策をどのように構築していくのか、知事の所見を伺います。

四つ目に、米国産生バレイショの輸入解禁についてであります。

米国産生バレイショ輸入が解禁されれば、国内のバレイショの販売環境や価格、生産者所得、経営に大きな影響を及ぼし、国内生産の縮小につながります。また、米国産バレイショの導入に伴う病害虫の侵入により、国内バレイショ生産、特に、種バレイショの生産基盤に重大な影響を及ぼすおそれがあり、全国の生産基盤と食料自給率の低下を招きかねません。

私の地元・十勝では、生産者の皆さんは、断固反対の声を上げております。

知事は、議会議論の中で、病害虫の侵入は万が一にもあってはならないと答弁をしておりますが、万が一ということは、リスクゼロでなければなりません。輸入が解禁された場合、リスクゼロにできると考えているのでしょうか。

また、不安を感じている生産者への丁寧な説明を国に求めてまいると答弁をされておりますが、不安を感じている生産者に対しては、丁寧ではなく、納得のいく説明が必要だと思います。

生産者の納得が得られなければ、道として、断固受け入れないとの姿勢を貫くのが、バレイショの主産地・北海道の知事としてあるべき姿と考えますが、所見を伺います。

五つ目に、道内農業は、肥料、飼料、燃油、資材価格の高騰が長期化する中で、極めて厳しい経営環境に置かれております。とりわけ、秋まき小麦などに関わる秋肥、秋用の肥料は、来年産の収量と品質を左右する重要な生産資材であり、その確保をためらうことは、そのまま次期作の減収や品質低下につながりかねません。

道として、秋肥の購入負担を軽減するため、どのような追加対策を講じるのか、知事の所見を伺います。

次に、持続可能な酪農振興について伺います。

北海道では、2018年９月６日未明に発生した胆振東部地震で、多くの貴い命が失われ、大規模な土砂災害や家屋の倒壊など広範かつ甚大な被害が生じ、道民の暮らしや経済活動に広範かつ多大な影響が生じました。

特に、酪農においては、ブラックアウトの影響で搾乳や生乳の出荷ができなかったことにより、２万トンを超える生乳の損失が発生したほか、酪農家が大切に育ててこられた乳牛において乳房炎が多発するなど、その後の生乳生産に大きな影響を残しました。

今後、想定される大規模地震や豪雪、噴火、さらには線状降水帯に備え、酪農現場のＢＣＰを強化することが急務だと考えます。

農水省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版ＢＣＰ、道においても、災害における酪農危機管理対策マニュアルを整備し、自然災害時の事業継続づくりを後押ししていると承知しております。

しかし、現場では、忙しくて何もできないなど、訓練や設備整備に結びつけていないという声も聞きます。

そこで、道として、酪農家などのＢＣＰ策定と訓練の実施状況をどのように把握しているのか、また、ＢＣＰ策定のためのきめ細やかな支援策を講じる考えはないのか、所見を伺います。

次に、胆振東部地震を通して、酪農家は自家発電設備や給水設備を導入してきましたが、今後の更新に対する支援をＢＣＰ策定と一体で強化すべきと考えますが、今後の拡充方針について所見を伺います。

また、直下型の地震等により、牛舎や搾乳機、バルククーラーなど営農施設が損壊する状況に陥ったとき、どのように対応すべきなのかが示されておりません。併せて所見を伺います。

三つ目に、島国である北海道において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による影響は甚大です。

特に、釧路、苫小牧、函館などの港湾が津波等でストップしたとき、燃油等の確保、飼料等の確保、また、内地への乳製品等の出荷などを踏まえ、サプライチェーン全体のＢＣＰをどのように策定していくのか、知事の所見を伺います。

四つ目に、泊原発の再稼働を理由として、本道がこれまで進めてきたバイオガスプラントの導入促進や地域エネルギー政策が後景に追いやられることがあってはならないと考えますが、バイオガスプラントを含む本道の再生可能エネルギー政策を今後も一貫して維持発展させる考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、北海道らしい観光振興について伺います。

北海道において、観光は地域経済を支える重要な産業であり、道としても観光振興を進めております。

北海道は、アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下、2021年から、北海道アイヌ政策推進方策に沿って、理解の促進、文化の振興、観光振興などを総合的に進め、今年からは第２次北海道アイヌ政策推進方策につなげてきております。

こうした中、北海道観光の質を高める上で重要なのは、単に観光地に案内するだけではなく、その土地の成り立ちや歴史、自然観、文化的背景まで伝えられる人材を育てることであります。とりわけ、北海道では、アイヌの歴史や文化への正しい理解を踏まえた案内ができるかどうか

が、観光の厚みと信頼性を左右すると考えます。

道は、アイヌ文化を核とした観光振興を進めてきたとしており、観光振興とアイヌ政策は別々ではなく、連動して進めるべきです。

一方、現場では、観光ガイドの知識や説明内容に差があり、アイヌ語由来の地名、コタンの歴史、アイヌの方々の自然観、生活文化、近代史における歩みなどが十分に伝えられていないとの指摘があります。誤解や表面的な紹介にとどまれば、観光客の理解を深めることはできず、かえって北海道の魅力を狭めてしまいます。

今、求められるのは、アイヌの人々の視点を大切にしながら、正しく学び、正しく伝える人材育成です。これは、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現にもつながる方向性です。

そこで伺います。

道として、観光人材育成にアイヌの歴史や文化、価値観への理解などの観点を取り入れる必要性をどのように認識しているのか、知事の所見を伺います。

次に、ガイド養成講座や観光人材育成事業において、アイヌの方々や関係団体が内容づくりや講師として関わる仕組みを設ける考えはあるのか、あるのであれば、どのように構築していくのか、知事の所見を伺います。

次に、雌阿寒岳の避難路について伺います。

雌阿寒岳は本道を代表する活火山であり、周辺地域では噴火時の避難体制の強化が重要な課題です。雌阿寒岳火山防災計画でも、地域住民や観光客の生命と安全を守るため、関係自治体が連携して火山防災対策を進めることが位置づけられております。

道は、雌阿寒岳噴火時に、オンネトー周辺からの避難路として位置づけられている道道モアショロ原野螺湾足寄停車場線は、未舗装な上、幅員が狭いことから、4.4キロメートルの区間を新たに整備する計画を進めてまいりました。

これに対し、今年４月、環境省は、国立公園内の約1.2キロメートルの区間について合意できないとの見解を示し、道がルート見直しに入ったと承知をしております。

この計画は、雌阿寒岳火山防災計画の中で避難路として位置づけられてきた一方で、計画地には、国立公園の特別地域や、風穴を含む特異な自然環境があると指摘されております。また、自然団体からは、アカエゾマツ林やコケ類、高山植物を含む生態系への影響を懸念する声も出されております。

道は、環境省が国立公園内区間について合意できないとした見解について、真摯に受け止めたからこそ、見直しに着手したのだと考えます。

今、国は、2030年までに、陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保存するサーティー・バイ・サーティーを掲げ、2023年には、閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030の下で、ネイチャーポジティブの実現を進めています。

道においても、避難路整備を単なる道路建設としてではなく、自然改変をできるだけ回避し、最小化するという考えで進めるべきです。

そこで、環境省との協議対象外となる国立公園外の3.2キロメートル部分も含めて、道としてどのような見直しを進めていくのか、スケジュール感も含めて、知事に伺います。

最後に、性暴力から子どもたちを守るためにについてであります。

子どもたちが安心して学び、過ごすべき学校において、教職員による性暴力はもちろん、子どもによる盗撮や性的ないじめ、画像の拡散なども深刻な問題です。被害を受けた子どもの心身の影響は大きく、学校への信頼そのものを損ないます。

最も重要なのは、被害を未然に防ぎ、発生時に被害児童生徒を最優先に守り抜く実効性ある対策であります。

そこで、こども性暴力防止法、いわゆる日本版ＤＢＳが12月25日から施行されますが、この法律がスタートしても万事解決とはなりません。示談になったケースは犯歴確認の対象外となり、また、加害者が未成年のときに起こした性犯罪についても、システム上、照会されません。個人経営の塾や習い事も、こども家庭庁の認定事業者の対象外です。

これらの日本版ＤＢＳ対象外の認定事業者等に対して、道としてどのように対応していくのか、知事の所見を伺います。

次に、こども性暴力防止法を踏まえ、教職員による性暴力防止について、採用、服務規律、各種の研修段階で、どのように実効性を高めていくのか、教育長に伺います。

三つ目に、盗撮は、教職員によるものであれ、子どもによるものであれ、被害者の尊厳を著しく傷つける性犯罪、重大な人権侵害であります。

とりわけ、スマートフォンの普及により、撮影、保存、拡散が容易になっている現状を踏まえれば、従来以上の対策が必要です。

道教委は、校内における盗撮の未然防止対策として、私物スマートフォンの持込禁止を実施していると承知しております。

先日、教職員との懇談において、公用スマートフォンの導入を求める声があったところであります。こうした声にどのように対応するのか、教育長に伺います。

一方、タブレット等を使用した子どもによる盗撮対策は見当たりません。どのような対策を講じているのか、教育長に伺います。

四つ目に、子どもたちを、性暴力の被害者にしない、加害者にもしないためには、包括的性教育が必要であります。

現在行われている「生命（いのち）の安全教育」は、性暴力の防止に一定の役割を持ちますが、包括的性教育は、それに加えて、自分の体の権利、同意、境界、対等な人間関係、相談行動まで学べます。子どもが被害を避け、被害を受けたときに助けを求める力を育てるには、年齢に応じて継続的な包括的性教育が欠かせません。

道教委として、包括的性教育をどのように進めていくのか、教育長に伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）小泉議員の質問にお答えいたします。

最初に、全国和牛能力共進会北海道大会についてでありますが、本共進会は、全国の和牛が一堂に会し、体型や肉質などの改良の成果を競うものであり、優秀な成績を収めることにより、生産者の皆様の所得確保はもとより、産地の認知度やブランド力の向上にもつながる、全国の生産者や流通関係者の方々が注目する重要な大会であります。

本道の和牛生産の歴史は、府県の主産地と比較すると浅く、本大会での上位入賞は、和牛の産地として認知してもらう絶好のチャンスであり、道では、関係機関・団体の皆様と連携し、和牛の改良や飼養管理技術の向上に向けた支援に取り組んでいるところであります。

道としては、こうした取組に加え、将来を担う高校生の皆様を対象に、先進農家での実践研修を実施するほか、産地の垣根を越えて統一した北海道和牛のブランドを推進するなど、本大会を契機として、生産と消費の両面から道産和牛を振興し、本道が我が国を代表する和牛の産地となるよう取り組んでまいります。

次に、持続可能な畑作振興に関し、まず、種バレイショの安定生産に向けた今後の取組についてでありますが、本道のバレイショは、全国の生産量の８割を占める重要な作物ですが、一方で、その基となる種バレイショは、生産者の方々の減少や高齢化の進行による労働力不足に加え、近年では、国の種苗管理センターが供給する原原種の品質の低下が相次ぐなど、本道のバレイショ生産への影響が懸念される厳しい状況と認識しています。

道では、種バレイショの罹病率低減や増産など産地の取組を支援するとともに、国や種苗管理センター等に対し、健全な原原種の生産・供給体制の構築を繰り返し働きかけており、現在、種苗管理センターでは、品質の改善に取り組んでいると承知しています。

道としては、ＡＩ技術の活用による作業の省力化や種バレイショの新たな産地形成などを進めるとともに、原原種の品質改善の状況を注視し、本道のバレイショ生産が将来にわたって持続的に発展するよう、種バレイショの安定的な生産、供給に取り組んでまいります。

次に、米国産バレイショの輸入検疫協議についてでありますが、本道のバレイショは、全国の生産量の８割を占め、畑作農業における主要な輪作作物であり、本道が、我が国の食料安全保障に貢献していくためにも、将来にわたり安定的に生産、供給していくことが重要です。

国は、令和２年に米国からバレイショの輸入解禁要請を受け、現在、ＷＴＯのルールに従い、科学的な根拠に基づき検疫協議が行われているところでありますが、現時点では、病害虫の侵入リスクやバレイショ生産への影響が見通せず、生産者や農業団体の方々からは不安や反対の声が多いと承知しています。

道としては、本道農業に悪影響を与える病害虫の侵入は万が一にもあってはならないと考えており、バレイショの安定生産に支障を来すことのないよう、米国との協議への厳格な対応と不安を感じている生産者の皆様への丁寧な説明を国に求めてまいります。

次に、持続可能な酪農振興に関し、再エネの導入についてでありますが、道では、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づき、バイオマスも含めた、地域に賦存する再エネの

最大限の活用に向け、2030年度における導入目標を設定するなどし、構想、計画から設備導入までの各段階に応じた地域の取組への支援のほか、出力変動を調整する蓄電池の導入促進や本州－北海道間の海底直流送電の着実な整備といった電力インフラの整備への支援強化等について、様々な機会を通じ、国に対して要望するなど、各般の取組を進めているところであります。

道としては、今後とも、こうした取組を着実に積み重ね、１次産業と連携した地産地消の取組を推進するなど、地域との共生を大前提として、再エネの導入拡大を図り、ゼロカーボン北海道の実現につなげてまいります。

次に、観光人材育成についてでありますが、本道には、地域の歴史、文化や暮らしに根差した多様で魅力的な地域資源が数多く存在しており、アイヌの方々の歴史や、培ってきた独自の文化なども、旅行者の皆様にとって来訪する価値を高める、重要な構成要素の一つであると認識しています。

このため、道では、観光の高付加価値化に向けて、地域の方々が取り組むアイヌ文化の貴重な体験の機会など、特色ある文化を生かした観光資源の磨き上げを図ってきたほか、今年度からは、第６期北海道アウトドア活動・アドベンチャートラベル振興推進計画の下、各地域の特色ある自然、歴史、文化の解説に関する能力向上にも取り組んでいるところであります。

道としては、引き続き、関係者の方々と連携しながら、アイヌ文化に代表される、本道が誇る歴史や文化を組み入れた本道ならではの観光振興に取り組んでまいります。

最後に、こども性暴力防止法に係る対応についてでありますが、子どもを対象とした性暴力は、子どもの権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い有害な影響を与える極めて悪質な行為であり、あってはならないものであります。

国は、こども性暴力防止法を制定し、学校や認定こども園など教育、保育等の提供事業者の方々に対して、日頃からの安全対策のほか、採用時や配置転換時における性犯罪歴の確認を義務づけた一方、塾やスポーツ教室などの民間事業者の方々については、性暴力を防止する措置を適切に講じる体制の構築等、一定の基準を満たす場合に、国から安全対策に取り組んでいる事業者であるとの認定を受けることができるとされました。

道としては、子どもの安全を守るため、少しでも多くの民間事業者の方々に認定を受けていただきたいと考えており、本年12月の法施行後の認定申請開始に向けて、市町村や関係団体の皆様と連携しながら、速やかに制度の周知を図り、認定の取得に向けた働きかけを行うなどして、社会全体で子どもを性暴力から守る環境の整備に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　農政部長鈴木賢一君。

○農政部長鈴木賢一君（登壇）まず初めに、和牛全共北海道大会における道の魅力発信についてでございますが、本大会は、本道の豊かな食や自然、文化などの魅力をアピールする絶好の機会であり、より多くの方々に会場に御来場いただくため、道では、マスコットキャラクター「和ぎ

ゅリー」を活用し、道内各地で開催される牛肉祭りなどでのＰＲやＳＮＳでの情報発信など、大会の認知度向上に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、こうした取組を着実に進めるとともに、大会実行委員会とも連携しながら、開催期間中に、北海道和牛をはじめ、様々な道産農畜産物を味わうことのできる飲食エリアや道内の市町村の魅力を発信するブースを設置するほか、旅行代理店の御協力もいただきながら、道内を満喫してもらうための周遊ツアーを企画するなど、大会の成功に向け、万全な準備を進めてまいります。

次に、大会開催後の波及効果などについてでありますが、本大会の道内での開催は、北海道和牛の認知度向上はもとより、食や観光といった本道の魅力を体感いただくチャンスでもあり、大会期間中に訪れる来道者の方々には、北海道のすばらしさを大いに満喫してもらい、地域経済の活性化に寄与していただくことを期待しております。

道といたしましては、大会の盛り上がりを一過性で終わらせることのないよう、関係機関・団体の皆様とも連携しながら、交流人口の拡大にもつなげるため、北海道の魅力を継続的にＰＲするとともに、将来の和牛生産を担う人材の育成確保や、肉質に優れた和牛改良の推進、さらには、北海道から全国、世界に向け、北海道の知名度を生かしながら、和牛を含む道産農畜産物の販路拡大に取り組むなど、大会終了後も地域への波及効果が継続されるよう努めてまいります。

最後に、本道酪農における災害対応についてでございますが、災害時においても、可能な限り安定的に生乳を生産、供給していくためには、それぞれの事業者が、業務継続計画、いわゆるＢＣＰの策定など、平時から取り組んでおくことが重要であります。

道では、酪農家向けの災害対応マニュアルや停電・断水対策を分かりやすくまとめた動画を作成するとともに、農業団体と連携し、ＢＣＰの策定や訓練の実施を呼びかけるなど、事前の備えの重要性を広く周知しており、国においても、ＢＣＰを策定することで、補助事業による優遇措置を設けるなど、災害への備えを促進しているところであります。

道といたしましては、こうした取組に加え、大規模災害の発生時には、生乳の集送乳や飼料の確保など広域的な対応が必要となることから、道路の損壊状況など必要な情報共有が図られるよう、関係機関・団体の皆様に対し、緊急時の連絡体制や役割分担の再確認を働きかけるなど、平時からの防災対策に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君。

○農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君（登壇）肥料価格の高騰への対応についてでありますが、本道農業が、将来にわたって食料供給地域としての役割を果たしていくためには、作物や土壌条件に応じて必要な量の施肥を行い、農産物を安定的に生産していくことが重要であります。

中東情勢の緊迫化により化学肥料の価格が高騰する中、道では、これまで、国に対し、肥料価格の高騰が農業生産活動に影響を及ぼさないよう要望するとともに、化学肥料の使用を低減するクリーン農業技術の開発普及などに取り組んできたところです。

道としましては、引き続き、関係機関・団体と連携し、肥料価格の動向を注視するとともに、農業経営への影響把握に努め、適時適切に必要な対応を国に求めるほか、化学肥料から堆肥等の国内資源へ転換する取組を支援するなど、農業者が、外的要因に影響されずに安心して営農を継続できるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○経済部観光振興監後藤知佳子君（登壇）北海道らしい観光振興に関し、地域の担い手の育成についてでございますが、道では、自然の中でアクティビティーや異文化体験を通じて地域の人々と双方向で触れ合いを楽しみながら、その土地の自然や文化を深く知る旅行形態であるアドベンチャートラベルを推進しており、アイヌ文化をはじめとする、各地域に根差した個性豊かな文化を旅行者の皆様の深い理解につなげていくためには、地域の関係者の方々が一丸となって、観光資源の発掘や磨き上げなどに取り組む仕組みづくりが重要と認識しております。

このため、道では、地域のガイドの方々や事業者、観光協会、そしてアイヌ文化などの地域文化の担い手の皆様の御要望を伺いながら、海外などから旅行者の皆様をワンストップで迎え入れる体制を整備するためのプラットフォームの構築を図るとともに、地域文化ガイドの育成研修にも今年度から取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、こうした取組を通じて、地域と文化を支える関係者の方々と連携しながら、道内各地の文化観光を担う人材の育成を進めてまいります。

○議長伊藤条一君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）雌阿寒岳の避難路についてでありますが、モアショロ原野螺湾足寄停車場線は、雌阿寒岳噴火時の避難路と位置づけられており、未改良区間の早期整備が求められている一方で、国立公園内に位置していることから、自然環境への配慮が必要と認識しています。

道では、これまでも、学識者や自然環境に見識のある団体等の方々が参加するワークショップで意見を伺いながら、自然環境の改変面積が最も少ないルートでの整備を検討してきましたが、環境調査の結果、ルート上に希少なコケが確認されたことから、計画区間全体につきまして、現道を活用したルートへの見直しを進めているところでございます。

道といたしましては、ワークショップを年内のできるだけ早い時期に開催し、学識経験者などから意見を伺いながら、現道活用案や環境に配慮した工法などについて環境省との協議を進め、避難道路の早期整備に向け取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）小泉議員の御質問にお答えいたします。

性暴力から子どもたちを守ることに関し、まず、教員等による性暴力の防止についてでございますが、教員等による児童生徒への性暴力は、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、決してあってはならないことでございます。

このため、道教委では、文部科学省の指針なども踏まえ、国の専用システムにより性犯罪歴が発覚した場合には、採用登録を取り消すこととしております。

また、各種会議において、懲戒処分の指針や教員等一人一人が被害の深刻さを認識するよう、被害者の声をまとめた資料等を配付し、校内研修などにおいて服務規律の徹底を図っているところであり、今後も、文部科学省やこども家庭庁等が作成する教材を活用し、全ての教員等を対象として研修を行うなど、児童生徒の安全、安心な教育環境を確保するため、性暴力根絶の実効ある取組を進めてまいります。

次に、校内における盗撮対策についてでありますが、道教委では、国の通知等も踏まえ、昨年度、道立学校職員の個人所有スマートフォンの原則持込禁止と撮影禁止について取扱いを定め、市町村教育委員会にも同様の取扱いを求めるなど、盗撮の未然防止に取り組んでいるところでございます。

学校における公用スマートフォンの整備につきましては、緊急時の連絡をはじめ、教育活動や業務改善に効果が見込まれる一方で、管理・運用方法や導入費用などの面から、慎重な検討が必要と考えており、他都府県の導入事例等の情報収集を行っているところでございます。

また、道教委では、市町村教育委員会に対し、児童生徒の端末活用に当たり、本人の許可を得ることなく、写真を撮ったりしないことをはじめとするルールを定めるよう指導するなどしており、各学校において、児童生徒の規範意識の醸成に向けた取組が進められております。

次に、子どもたちへの性に関する指導についてでございますが、性に関する指導につきましては、その価値観は国ごとに異なることから、包括的性教育について、国は慎重な検討が重要との見解を示しており、道教委では国の動向を見極める必要があると考えているところでございます。

子どもたちが、性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするためには、自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様であることや、嫌なことをされたときの具体的な相談先や手順、性的同意の理解等の指導を含む「生命（いのち）の安全教育」のほか、保健体育科等で、体の発育、発達等の知識や生命の尊重、思春期の不安や悩みの解決などの性に関する指導に取り組むことが重要と考えており、今後とも、性暴力から子どもたちを守る取組の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　小泉真志君。

○31番小泉真志君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、再質問をしてまいります。

まず、全国和牛能力共進会北海道大会についてであります。

今回の全共は、帯広市、音更町だけのイベントではなく、北海道全体の農業、畜産業、観光を全国に発信する絶好の機会であります。

前回の鹿児島県大会では、来場者数が30万8000人、経済効果は約66億円と発表されております。来年の北海道大会の来場者数は38万人、経済効果は道内で約100億円が見込まれていると承

知をしております。これだけの経済効果を享受するには、当然、道としても、ある程度の負担は必要になってくるというふうに思っております。

ちなみに、前回の鹿児島県大会では、県負担として、２年前に591万円、前年度に7070万円、実施年に３億7000万円で、合計約４億5000万円が支出をされております。一方で、北海道大会の負担金は、開催年度だけで、共進会開催経費として、分担もありますけれども、6000万円ということでございます。鹿児島県大会と単純に比較はできないでしょうが、実に７分の１弱であります。

地元の関係者からは、北海道産の農畜産物全体の認知度向上、販路拡大がこれで図られるのか、全道各地に誘客や周遊促進につなげられるのか、そして、大会終了後にこれが継続的に残せるのかという不安の声を、大変、私どもに寄せていただいております。

改めて、どのような仕組みづくりで施策展開を進めるのか、知事の所見を伺います。

次に、種バレイショについてであります。

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例は、「優良な種馬鈴しょの生産を確保して本道における採種事業の健全な発展を図るとともに、国内馬鈴しょ栽培の安定に寄与すること」を目的に制定されていると承知しております。

この条例の施行規則に、生産者登録が義務づけられ、「種馬鈴しょの栽培について３年以上の経験がある者又はこれと同等以上の技術を有すると認められる者」という項目があります。

現場の生産者からは、この項目のハードルが高いということで、新規参入が難しくなっているという声を私のほうに寄せていただいております。

種バレイショ生産にシフトする生産者は、一般バレイショを生産しているのがほぼ100％なので、植付けから収穫までの作業については心配ありません。課題は、近年の抜取り作業であります。

現場から言えば、それを踏まえて、共同抜取りで実施しながら知識をお互いに高め、リアルタイムで、抜取り対象株はこれだと明確に作業しているので、１年目から駄目だということにはならないはずであります。

道独自の支援策を講じることと併せて、この項目を見直しすることによって、新規参入の種バレイショ生産者数を増やすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、米国産の生バレイショ輸入解禁についてであります。

不安な生産者に対して、丁寧な説明ではなく、納得できる説明を国に求めるべきではないかとの私の問いに、知事からは、またもや生産者への丁寧な説明を国に求めるという、まるで木で鼻をくくったような答弁でございました。この答弁では、全く不安の解消にならないという生産者の怒りの声が多数寄せられているのです。

この生産者の訴えに知事は何と答えられるのか、答弁をいただきたいと思います。

また、釈迦に説法にはなりますが、一般消費者が、スーパーで、もし輸入解禁がされた場合に、米国産の生バレイショを家庭菜園の種バレイショとして使用する方々がいたならば、そこか

ら小動物などを介して病害虫を拡散するリスクは十分に想定されます。リスクゼロを求めるなら、輸入解禁を認めないしかないのであります。

断固受け入れないとの姿勢を貫くのが、バレイショの主産地・北海道の知事としてあるべき姿と考えますが、改めて知事の所見を伺います。

次に、持続可能な酪農振興についてです。

北海道の弱点は、島国であるということです。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合、産業への影響は内陸部を含む全道に及びます。特に、ガソリン、軽油の在庫は半月程度しかなく、灯油類も１か月程度と承知をしております。

熊本地震では、発生直後にガソリンスタンドでの渋滞はありましたが、４日後には、隣接する県から４倍のガソリンが供給されて、供給不足を解消しました。

しかし、本道は、他県からの供給が容易ではなく、石油不足は月単位以上になると想定されます。家畜への飼料の港湾サイロや乳製品等を内地へ出荷するための荷役機械が被災した場合、復旧までに数か月以上を要します。

こうなれば、ローロー船を中心とした輸送や日本海側港湾を利用するなどが必要となりますが、改めて、サプライチェーンを守るためのＢＣＰをどのように策定していくのか、スケジュール感も含めて、改めて伺います。

次に、バイオガスプラントについてです。

バイオガスプラントを所有する酪農家からは、泊原発の再稼働によって、バイオガス発電が止められることがあっては、酪農を継続することができないとの声が寄せられております。

原発再稼働を容認した知事として、バイオガス発電を止めることはないのか、明確な答弁を求めます。

次に、性暴力についてです。

知事からは、日本版ＤＢＳに伴う制度の周知を図り、認定の取得に向け、働きかけを行うとの答弁がありましたが、必要なのは、さらに相談体制、救済体制の整備であります。

熊本市では、体罰やいじめ、教員のわいせつ行為など、児童生徒が相談できるオンラインアンケートを定期的に実施しています。相談内容は学校や自治体の教育委員会に届くことになっておりますが、特に、わいせつ事案についてはセンシティブな問題であることから、各自治体が運営する子どもの権利相談センターなど、外部の組織への相談が必要となります。

以前から求めておりますけれども、道独自の相談・救済機関を早急に設置しなければならないことを強く指摘しておきます。

次に、教職員による性暴力についてであります。

残念ながら、先ほどの答弁からは、実効性を高めていけるとは思えません。

イギリスでは、学校内で処理するのではなく、即座に基礎自治体や警察に通報することが義務づけられております。また、ある教員が、誰もいない教室で、同僚教員が許可なく児童生徒と２人きりになっている場面を見つけた場合、無許可で２人きりになっている教員はもちろん、見か

けた教員も24時間以内に通報しなければ、隠蔽への加担とみなされ、ＤＢＳリストに記録されます。

ここまでとは言いませんが、北海道においても、実効性ある取組を推進すべきと考えますが、改めて教育長に伺います。

次に、子どもによる性暴力でありますが、教育長からは、本人の許可を得ることなく写真を撮ったりしないことをはじめとするルールを定めるよう指導するとの答弁がありましたが、それに従わず、盗撮等の性暴力を繰り返す子どもがいても、おかしくはありません。

このような子どもたちにどのように対応するのか、改めて伺います。

最後に、教育長からは、包括的性教育についての踏み込む答弁はありませんでした。

盗撮等の性暴力を犯した子どもたちから、もっと早くに自分の体の権利を教えてくれていたら、こんなことはしなかった、正しい性教育を受けていたら性暴力に至らなかった、このような声が寄せられている、この言葉は大変重いものと言えます。

自分の体の権利、性的同意、境界線、対等な人間関係、相談行動を網羅する包括的な性教育を推進することを強く求めておきます。

以上、再々質問を留保して、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）小泉議員の再質問にお答えいたします。

最初に、和牛全共の成功とその後の波及効果についてでありますが、道としては、大会による盛り上がりを一過性で終わらせることのないよう、庁内の関係部局が連携を図りつつ、道内の市町村や関係機関・団体の方々の御協力も得ながら、交流人口の拡大につなげるため、北海道の魅力を継続的にＰＲするなど、大会終了後も地域への波及効果が継続されるよう努めてまいります。

また、道では、音更町や帯広市など、地域の関係機関・団体等の方々と連携し、開催準備を進めており、大会の成功に向け、万全な準備に力を尽くしてまいります。

次に、持続可能な畑作振興に関し、まず、種バレイショの安定的な確保に向けた道の取組についてでありますが、本道の種バレイショの生産に当たっては、生産者の方々の減少や高齢化による労働力不足などが課題であり、原・採種生産者の方々の確保は重要と認識しています。

道としては、持続的に種バレイショを生産するため、生産者の皆様の負担を軽減するＡＩ技術の普及や、既存産地と連携した新たな産地づくりを進めるなど、種バレイショの安定的な生産、供給に取り組んでまいります。

次に、米国産バレイショの輸入検疫協議についてでありますが、国は、令和２年に米国からバレイショの輸入検疫要請を受け、現在、ＷＴＯのルールに従い、科学的な根拠に基づき検疫協議が行われていると承知しています。

道としては、畑作農業に悪影響を与える病害虫の侵入は万が一にもあってはならないと考えており、バレイショの安定生産に支障を来すことのないよう、米国との協議への厳格な対応ととも

に、生産者の方々の不安や懸念が払拭されるよう、丁寧な説明を国に求めてまいります。

次に、本道酪農における災害対応についてでありますが、道では、災害時においても生乳生産などの業務を継続していくためには、平時からの備えが重要であり、農業団体の方々と連携し、ＢＣＰの策定や訓練の実施を呼びかけているところであります。

道としては、こうした取組に加え、大規模災害の発生時には、事業者ごとの対応はもとより、広域的な対応が必要となることから、関係各部で連携を図りながら、各事業者の皆様に対し、緊急時の連絡体制や役割分担の再確認を働きかけるなど、平時からの防災対策に取り組んでまいります。

最後に、再エネの導入についてでありますが、国では、エネルギー基本計画において、バイオガスを含む、再エネを主力電源として最大限導入することとしており、道としては、１次産業と連携した地産地消の取組等、再エネの導入に向けた地域の取組への支援に加え、出力変動を調整する電力インフラ整備への支援強化について、様々な機会を通じ、国に求めるなど、今後とも、各般の取組を着実に積み重ね、地域との共生を大前提として、引き続き、再エネの活用と導入促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　教育長。

○教育長中島俊明君（登壇）小泉議員の再質問にお答えいたします。

性暴力から子どもたちを守ることに関し、まず、教員等による性暴力の防止についてでありますが、学校における性犯罪を根絶するためには、採用時における国の専用システムによる確認を徹底することはもとより、子どもとの不適切な個別接触を防ぐ行動規範の確立や、密室や死角を減らす環境整備などの取組を総合的に進めていくことが重要でございます。

道教委といたしましては、性犯罪事実の保持や隠蔽が懲戒処分の対象となり得ることも含め、指導の徹底を図りますとともに、児童生徒や保護者、さらには教員等も相談しやすいよう、外部を含め、複数設置しております相談窓口を運用するなど、今後とも、児童生徒の安全、安心な教育環境の確保に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、盗撮を行った児童生徒に対する指導についてでございますが、各学校においては、盗撮を行った児童生徒に対し、十分な教育的配慮の下で、毅然とした対応を行うとともに、児童生徒が自らの行為を反省し、以後、同様な行為を繰り返さないよう指導が行われているところでございます。

また、道教委におきましては、学校内で盗撮事案などの犯罪行為が疑われる事案が発生した場合には、各学校において、警察に相談、通報を行うなど適切に対応するよう指導しているところでございまして、今後とも、各学校において、学校全体で盗撮に関する指導方針を共有するなど、関係機関と適切な連携の下、全校的な生徒指導体制の構築が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　小泉真志君。

○31番小泉真志君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、全国和牛能力共進会北海道大会についてでございます。

知事は、以前、記者会見で、消費者も含めた積極的なＰＲ活動に努めて、オール北海道で大会の成功に向けて準備を進めるというふうに言っておりましたが、残念ながら、北海道の玄関口、新千歳空港にカウントダウンのような看板、見当たりません。一番、ああいうところに設置をしなければ、来年度につながるということにならないと思っているのです。これから観光シーズンになりますので、北海道に来ていただいた方に、全共北海道大会の周知というのは絶対条件だというふうに思いますので、様々なものがあると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいことを指摘いたします。

また、先ほど言いましたけれども、関係者の方々からは、恥ずかしくない北海道大会にするためにも、せめて鹿児島県並みとは言いませんけれども、しっかりと支援をしていただくこと、これを強く指摘させていただきます。

２点目に、種バレイショの答弁をいただきましたが、あの答弁では、来年、再来年に間に合うのでしょうか。私は、来年、再来年が山だと思っています。

そこに、今いる方々がしっかりと入っていただく。そういうような取組をしなければならないということを指摘させていただきます。

次に、米国産の生バレイショ輸入解禁についてであります。

バレイショの主産地・十勝では、昨日までに、８町村で、輸入解禁反対の意見書もしくは陳情が採択されております。また、９月末までに、さらに８市町村で意見書等が採択されようとしております。十勝の19市町村のうち、実に16市町村が輸入解禁反対の姿勢を打ち出したことは、大変重いものと判断します。

知事は、このような全道の反対の動きを把握されているのでしょうか。多くの市町村で輸入解禁反対の動きが広がっていることを考えれば、道として、輸入解禁反対を打ち出すべきと考えますが、知事の所見を伺います。（発言する者あり）

次に、バイオガス関係についてであります。

知事からの答弁は、地域との共生を大前提として、再エネの活用と導入促進に努めるというものでした。

知事の責任として、原発再稼働を判断したものの、まさか、再エネを止める、止めないの判断は電気事業者に任せるので、自分は知らないというわけではないでしょうね。

改めて、原発を再稼働しても、バイオガスをはじめとした再エネは止めないのか、明確な答弁を伺います。

最後に、子どもによる性暴力についてであります。

イギリスでは、性暴力に限らず、いじめや差別発言など、生徒の問題行為を学校側はどう対処

するのか、ガイドラインで定められております。

例えば、他者をたたく行為は、いじめではなく暴力行為と認定され、そこは、サッカーのイエローカードのように、３枚でレッドカードだそうです。レッドカードになったら、外部の矯正機関で認知行動療法プログラムを受けることを校長が命ずるというような仕組みが取られているようでございます。

北海道においても、このような性暴力加害生徒児童に対して、例えば、認知行動療法プログラム等を受講させる、当然、受講した場合には出席になる、そのようなシステムを導入するかどうかも含めて、検討していただくことを指摘させてもらいまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）小泉議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、米国産バレイショの輸入検疫協議についてでありますが、道としては、バレイショ生産に悪影響を与える病害虫の侵入は万が一にもあってはならず、バレイショの安定生産に支障を来すことのないよう、米国との協議への厳格な対応と、不安を感じている生産者への丁寧な説明を国に求めてまいります。

次に、再エネの導入についてでありますが、道としては、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、バイオマスも含めた地域に賦存する再エネの最大限の活用に向け、2030年度における導入目標を設定するなどし、各般の取組を進めているところであり、今後とも、ゼロカーボン北海道の実現に向け、地域との共生を大前提に、再エネの導入拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　小泉真志君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時１分開議

○副議長梶谷大志君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

前田一男君。

○19番前田一男君（登壇・拍手）（発言する者あり）初めに、私立学校への支援についてです。

時代によって、若者が求める仕事、職種は変わっていきます。そのための知識や技術を学ぶ学校、学部の選択にも時代の波というものがありますが、それは、将来の社会の姿や社会ニーズを先取りしているという側面もあります。

道庁では、専修学校に対する指導、支援を行っていますが、近年、学生が求める学科の学生数にはどんな傾向があると分析しているでしょうか。また、今は学生数が減っている分野でも、社会に必要な職種は多いはずです。そのような分野における今後の人材育成について、道庁はどの

ように考えているのか、認識を伺います。

また、高校についてですが、道内の15歳人口は約４万3000人で、ゼロ歳人口は約３万人ですから、15年後の高校生は約３割減少する見通しです。公立高校は、定数管理により学校数や学級数が定められていくとして、私立高校の経営は、今後一層厳しい環境に置かれます。ですが、地域に良質な私立高校があることで、公立高校にもよき影響を与えている面もあります。

私立高校の意義や今後の支援について、道の考え方を伺います。

次に、大規模焼却施設の火災への対応について伺います。

４月下旬、渡島廃棄物処理広域連合の焼却施設で火災が発生し、ごみの受入れ停止が今も続いています。これに伴い、ごみの受入れを道内各地に依頼することになったわけですが、その際の道庁の迅速な対応に関係自治体は高い評価をしており、まさに広域行政を担う道庁の面目躍如であったと思っています。

しかし、ごみ処理に係る委託費は大きく膨らんでいて、焼却や運搬などで、今年度、29億円の追加費用が見込まれ、その修繕には98億円かかる見通しで、財政的不安から大型建設事業を見送る自治体も出ています。

当該焼却施設の現状と今後の対応、支援方針などについて伺います。

また、今回の事故は、報道では火災と言われていますが、実態は爆発に近いものでした。原因は究明中ですが、ほかの類似の焼却施設でも同様の事故が起きる可能性があるならば、改めての注意喚起を促すべきと思いますが、道はどんな対処をされているのでしょうか。

事故は、いつ、どこで起きるか分かりません。我々は、事故から学び、より安全で安定した環境整備を進めていく必要があります。

当該事故から得るべき教訓を道庁はどのように考えているのか、お答えください。

次は、北海道ヒグマ管理計画の見直しについて伺います。

初めに、地域区分ごとの捕獲目標についてですが、これの設定には、生息数の的確な把握が肝要であります。

私は、捕獲されている頭数からして、実際の生息数は道庁の推計個体数よりずっと多いのではないかと思っています。保護の観点から捕獲し過ぎてもいけませんし、数が増え過ぎてもいけないということですから、推計の精度を高める常なる取組が必要となりますが、そのための検討はなされているのでしょうか。

ゾーニング管理は、熊と人を遠ざけ、お互いの生活領域に入っていかないようにするために重要な方策だと思います。昨年、人身事故が発生した福島町では、かなり徹底したゾーニング管理が行われているのを目にしていますが、全道の市町村の取組はどの程度進んでいるのでしょうか。

管理計画では、春期管理捕獲の有効性をうたっていますが、市町村からお話を伺うと、行うは難しのようであります。現に捕獲実数は伸び悩んでいるわけですが、道庁の今後の取組をお聞かせください。

最後に、市町村への支援についてです。

ハンターが確保できていない自治体への支援は十分でしょうか、また、各振興局に配置した専門的職員は力を発揮できているでしょうか、お答えください。

次は、産業廃棄物の活用について伺います。

環境生活部では、道内で製造、販売されているリサイクル製品について、認定制度を定めました。リサイクル製品について、その冊子を見てみますと、こういったものもリサイクル製品になっているのかと感心させられます。認定した以上は、オール道庁で積極的に活用していくべきだと思うのですが、そのようになっているでしょうか。

リサイクル製品の中には、私の地元で処理に困っている、ホタテの貝殻を活用した製品もあります。産業廃棄物として埋めるのではなく、手間をかけてリサイクルに回しているというのはありがたいことだなと思っています。

ホタテの貝殻は、例えば、舗装材料として国や町でも実績があるようですが、道庁においても活用の余地はあるのか、伺います。

次は、調理人材の育成についてです。

先ほど、専修学校の現状について伺いましたが、函館市内でも、長年、調理師を輩出してきた専修学校が、数年前に募集を停止し、今年が卒業生ゼロの年となりました。やはり、地域でも一定の影響が出ているようで、将来の調理人材の不足を心配し、勉強会を立ち上げる動きも出ています。関係者の皆さんがおっしゃるのは、学校は、一旦やめてしまうと再開は極めて難しいということです。

私は、道庁がこれからも食は北海道の魅力とアピールしていくなら、食に関わる人材の輩出に積極的に関与していったらいいと思うのです。

福井県は、フランスの名門料理学校と協定を結び、人材育成や食のブランド向上に取り組んでいます。また、調理人材を育成する団体などと意見交換することで、何かヒントを得られるかもしれません。

先ほど申し上げた勉強会などを通して私が感じているのは、学校法人によらない、すなわち、必ずしも調理師免許の取得を目的としない、国内外の有為な調理人材が集まる拠点を持つこと、これを、民間組織だけでなく、自治体も一緒になって考える必要が出てきているのではないかということです。

道が中心にならなくても、市町村でやってみたいというところがあれば、これを支援していくのもいいと思います。

道庁として、今後考え得る取組を伺います。

次は、占守島の戦いについてです。

さきの戦争で、私たちの父祖は、祖国や家族、ふるさとを守るため、戦地に赴きました。中でも、北海道に住む私たちは、占守島の戦いを後世に語り継いでいかなければならないと思うのです。

日本がポツダム宣言を受諾し、詔書がラジオで放送された1945年８月15日から３日後の18日未明、ソ連軍は、千島列島最北端の占守島に攻め入り、既に武装解除していた日本軍守備隊と戦闘になりました。ソ連軍の狙いは、占守島から北海道本土に攻め込み、北海道の北側半分を分割占領することでしたが、父祖は、４日間にわたり、ソ連軍の侵攻を食い止め、決して北海道の地を踏ませませんでした。

ソ連は、留萌と釧路を結んだ直線の北側を北海道スターリンラインと呼び、占守島での戦いの結果いかんによっては、北海道がドイツのように二分されていた可能性もあったわけです。このような史実を知り、思いをはせるところから郷土愛というものは生まれてくるのではないでしょうか。

自衛の戦闘を命じた樋口季一郎司令官の功績をたたえる銅像建立の動きはあるものの、占守島のことは、学校教育でもあまり取り上げられないためか、道民の中でも知らない人が多いと感じます。

少なくとも、道庁の皆さんには知っておいていただきたいと思うのですが、こういった史実に対する所感をお聞かせください。

私たちの平和な日々の暮らしは、先人の御労苦のおかげであることを忘れてはなりません。道庁は、毎年、戦没者の追悼式を執り行っていますが、これは本当に大切なことで、これからも心を尽くした追悼式を行っていってほしいと思います。

そして、さらに申し上げたいのは、生還者への慰労も考えてほしいということです。占守島で戦い、その後、つらいシベリア抑留を経て生還した方、高橋さんとおっしゃいますが、今、105歳になられ、小樽で元気に暮らしておられます。

このような方々に何らかの形で慰労の思いを尽くす姿勢があってよいのではないかと思うのですが、所見をお聞かせください。

次に、国民健康保険に係る保険料水準の統一について伺います。

国民健康保険は、市町村が運営することで受益と負担が見えやすく、そのため、市町村自らが、医療費が大きくならないよう未病対策を行い、収納率を高めるための努力をしてきました。住民に、より近い市町村が国保運営を行ってきたことは、一定の意義があったと思うのです。

今般、国は、都道府県単位で保険料水準を統一する方向にかじを切りました。これにも、それなりの理由があるわけでありますが、一方で、地域ごとの医療供給水準を一緒にするということはできませんし、179市町村全体の保険料水準を統一させていく過程では、公平性の観点を考慮し、様々、工夫を重ねていく必要があります。

今後、道は、どのような点に留意しながら、令和12年度の保険料水準の統一に向かう考えか、伺います。

ここからは教育行政について伺います。

初めに、デジタル教科書についてです。

文科省は、教科書のデジタル化を急いできました。一方、早くに教科書をデジタル化した国で

は、学力の低下などの問題が顕著になり、紙の教科書に戻しています。文科省はどうするのかと思っていましたら、紙の教科書は残したまま、デジタル教科書を導入するという考え方を打ち出しました。

次の学習指導要領の改訂以降は、紙の教科書か、デジタル教科書か、紙の教科書とデジタル教科書の両方かといった三つの選択肢の中から選ぶことになります。

事前のアンケートでは、９割近くの教育委員会が紙とデジタルの併用を望んでおり、恐らく、実施段階ではほぼ全てがそうなると思いますが、その有効な使い方や授業の組立ての研究ということになると、現場の負担は大きく、今でも教師が児童生徒と向き合う時間が少ないと言われている中、デジタル教科書の導入で、その傾向に拍車がかからないかと心配です。

道内の小中学校は、この新たな動きにどのように対処し、活用を進めていくことになるのか、伺います。

次に、歴史教科書における北海道の位置づけについてです。

これは以前にも問題提起しましたが、本道の児童生徒が、北海道が切り取られた日本地図を教科書で目にして学ぶことは、ふるさとへの愛着を育てることを基本理念とする北海道総合教育大綱に照らしても、よいことだとは思えません。

道教委は、教科書の内容については文科省の所管なのでと言いますが、地方分権一括法以降、教育行政については、地方自治体が主体性を持って担うこととなっています。

日本地図から、あえて北海道や北方領土を除いている教科書のおかしさについては、道教委として意見すべきではないでしょうか。

紙の教科書では紙面の制約が一つの理由になっていましたが、デジタル教科書ではその制約もありません。新しい教科書の採択はこれからで、まさに今がタイミングです。道教委が意見すれば、教科書に北海道は必ず復活します。これは、歴史的見解とは別の話です。

神話の時代から、北海道という大地は存在し続けているわけですから、北方領土も含めた北海道を教科書の地図にきちんと記載するよう主張することは当然ではないでしょうか、道教委の見解をお聞きします。

次に、北海道における不登校対策について伺います。

道教委は、これまでも文科省の指導に沿って取り組んできましたが、改善するどころか、毎年、その件数は増えています。これは対策が間違っていたということではないでしょうか。

不登校の児童生徒は無理に学校に通わせなくてよいという考え方は、一昔前にアメリカで主流だったもので、それでは改善しないと、当のアメリカでは、積極的に当事者に関与していく行動療法などを用いた考え方に変わっています。

国内には、不登校支援を事業化し、正しい親子関係を築き直すことで実績を上げている企業もあります。現に効果が出ているやり方を取り入れ、道教委が主体的に問題解決に乗り出すべきです。

さらに言えば、不登校問題は、手法やノウハウで解決するものではなく、最後は、保護者と教

育機関の本気度だと思います。

道教委はこの問題に本気でしょうか。その本気度は、市町村の教育委員会や現場の教師、保護者、児童生徒に伝播しているでしょうか、所見を伺います。

最後に、自転車の車道走行について伺います。

本年４月、自転車走行への青切符適用をきっかけに、自転車は車道通行が原則であることが改めてクローズアップされました。

私は、自転車の車道通行は、本道の道路整備状況を見ると安全面で課題が多いと感じており、今般の一般質問で複数の先生が指摘しておられたように、道路管理者による、歩道や車道の工夫と整備も併せて進めていく必要があると思っています。しかし、これも時間のかかることでありましょう。

この半年の報道などを見ていますと、自転車は、原則、車道を通行ということだけが強調され、車道通行で危険を感じるときは、安全確保のため、歩道を通行してもよいということがあまり伝わっていないように感じます。

このこともしっかりと伝えて、ただし、歩道を通行する場合は車道寄りを徐行すること、そして、歩行者の通行を妨げるような場合には一時停止することといったことを徹底していくのが必要だと思います。

そして、この課題には、お互いに迷惑がるのではなく、歩行者、自転車、車が、それぞれの立場を理解し合い、譲り合いの精神でお互いの安全を守っていく雰囲気を醸成していくことが道警の力量だと思いますし、そこにこそ、日本らしい交通安全指導というものがあるのではないかと思うのですが、所見をお聞かせください。

以上です。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）前田議員の質問にお答えいたします。

最初に、一般廃棄物の焼却施設の事故への対応についてでありますが、焼却施設は、道民生活や経済活動を維持する上で欠かすことのできない重要なインフラであり、事故の未然防止を徹底した上で、事故が発生した際にも適切に対応していくことが重要であります。

このたびの事故は、施設の稼働停止により、各市町における１次保管、他の市町村への処理委託など、ごみの処理に大きな影響が生じていることから、道としては、今後の火災原因の特定を踏まえながら、市町村などに対し、今回の事故における課題等を情報提供するとともに、必要な火災対策について周知を行うなど、事故の未然防止の強化や応急対応に向けた体制づくりが進むよう取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策についてでありますが、地域におけるヒグマ対策を効果的に進めていくため、道では、本年、ガバメントハンターを任用したほか、全振興局に専門的知見を有する職員を配置し、現場における出没対応への支援体制を強化いたしました。

また、国の交付金を活用し、人材確保に向けた市町村支援を充実したところでありますが、市

町村が、地域の課題を踏まえ、より効果的に対策を講じていくためには、ガバメントハンターや職員の専門性を生かし、よりきめ細かに地域の取組を後押しできる体制を整えていく必要があります。

道としては、ガバメントハンターのさらなる任用のほか、職員の専門性の向上に向けた研修の充実に努め、出没に備えた訓練などを通じ、日頃から関係機関の連携を深め、地域が一体となったヒグマ対策の強化に取り組んでまいります。

最後に、国保の保険料水準の統一についてでありますが、道では、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに、国保財政の安定的な運営を図る観点から、令和12年度をめどに保険料水準の統一を目指しておりますが、現状では、市町村間で保険料率などに差があることから、この差を段階的に調整していく必要があるほか、住民の皆様にも保険料水準を統一することについて御理解いただくための十分な周知が必要と考えています。

このため、道では、国保連合会と共同して保険料見直しの試算を行う市町村を支援するとともに、住民向けリーフレットを作成し、周知に取り組むこととしており、道としては、引き続き、市町村と十分に協議を重ねながら、保険料水準の統一に向け、必要な取組を着実に進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇）私立高校に対する支援等についてでありますが、私立専修学校については、デジタル化の進展など産業構造が変化していく中で、その学生数は、ＩＴ、ＡＩ等の工業分野が増加する一方、看護等の医療分野や保育等の教育・社会福祉分野において減少傾向が見られるところです。

看護師や保育士等については、道内において人材不足が深刻化していることから、道では、関係部局が連携を図りながら、中高生に対し、魅力を伝えるイベントや出前授業を実施するなど、人材の確保に向け、様々な取組を積み重ねてきているところです。

また、私立高校については、少子化の進行等により、学校を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと見込まれていることから、道としては、今後とも、私立高校の健全な運営と時代に即した教育環境の整備が図られるよう、私学助成の充実に取り組み、各学校が質の高い教育を行うことにより、本道の未来を担う人材の育成が図られるよう努めてまいります。

○副議長梶谷大志君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）初めに、渡島廃棄物処理広域連合の施設火災についてでございますが、広域連合が運営する一般廃棄物焼却施設は、本年４月に、ごみピットから出火し、主要設備に大きな被害が発生したものであり、現在、稼働を停止し、ごみの受入れを行っていない状況にございます。

このため、家庭などから排出されるごみについては、各市町で一時的に保管した上で、順次、

道内の他の施設に運搬し、処理が行われており、道では、他の市町村との調整など、広域処理体制の確保に向けた支援を実施しております。

また、施設の早期復旧に向けて、国と連携しながら技術的助言などを行っており、現在、広域連合におきまして、修繕工事の早期着工を目指した調整が行われております。

次に、事故の未然防止についてでございますが、このたびの火災は、現在、消防で調査中のため、その原因は特定されていないことから、まずは、火災の原因を踏まえて対策を講じることが重要と考えてございます。

なお、国の調査によりますと、近年の一般廃棄物焼却施設における火災原因は、リチウム蓄電池に起因するものが最も多くなっており、国では、リチウム蓄電池対策として、分別収集に向けた指針策定や対策例の周知を、道においても、市町村等に対して適正処理に関する注意喚起を行ってきたところであり、改めてその処理状況等について確認を行ってまいります。

次に、ヒグマの個体数管理についてでございますが、道では、道総研の協力により、捕獲個体から得られる年齢や性別の情報のほか、足跡やふんなどの痕跡調査、生息密度を調べるヘアトラップ調査の結果などを組み合わせ、有識者の御意見も伺いながら、地域個体群ごとに生息数を推定しております。

現在、国において、生息数の全国推定を進めるため、その手法について調査研究を行っているところであり、道としては、その検討状況を注視しながら、引き続き、推定生息数の精度向上やモニタリングの充実に取り組んでまいります。

次に、ゾーニング管理についてでございますが、道では、人とヒグマの空間的なすみ分けを行うゾーニング管理を推進するため、昨年３月にゾーニング管理ガイドラインを作成し、説明会の開催などを通じて、市町村の計画策定を促進してまいりました。

また、本年度、計画に基づき、市町村が実施する取組に対する支援を拡充したところであり、これまで、61の市町村が計画を策定し、現在、38の市町村が検討を進めております。

道といたしましては、引き続き、市町村をはじめとする関係者の方々と連携して、ゾーニング管理の課題や効果等を把握しながら、計画に基づく効果的な防除や捕獲に着実に取り組んでまいります。

次に、春期管理捕獲についてでございますが、春期管理捕獲は、ヒグマの捕獲のみならず、人への警戒心の植付けや人材育成を目的として実施しており、今年は、昨年を上回る57の市町村に参加をいただきました。

市町村へのアンケートでは、従事者育成や出没抑制のために必要といった意見が多数寄せられた一方、捕獲従事者の確保に対する課題の声もあったことから、道としては、こうした課題を踏まえ、有識者の御意見も伺いながら、より多くの市町村に参加していただけるよう、今後とも、春期管理捕獲に参加しやすい環境づくりに努め、人とヒグマのあつれき低減に向けた対策を着実に進めてまいります。

最後に、認定リサイクル製品の活用についてでございますが、道では、循環型社会の形成に向

け、循環資源を利用し、道内で製造、加工されるなど、一定の基準を満たすリサイクル製品を道が認定し、道内産のリサイクル製品の活用を促進しております。

現在、土木・建設資材、ゴムマットなど、172品目の製品を認定し、様々な広報媒体を活用した情報発信を通じて認知度の向上を図るとともに、道内外の展示会への出展などにより販路の拡大の支援を行っております。

また、北海道グリーン購入基本方針に基づく特定調達品目に位置づけ、道が行う工事や物品の購入の際に優先的な使用に努めるなど、認定製品の活用の促進に取り組んでいるところでございます。

○副議長梶谷大志君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）ホタテ貝殻の建設資材への活用についてでありますが、道では、これまで、関係団体の要望を踏まえ、海岸事業などにおいて、コンクリートブロック等の骨材として活用する試験施工を実施し、耐久性などの確認を行っているところです。

国は、国道でのアスファルト舗装の骨材として活用し、耐久性について検証を実施していると承知しており、道といたしましても、産業廃棄物の減量化を図るため、アスファルト舗装として必要な性能や施工性、耐久性などを確認した上で、試験施工について検討してまいります。

○副議長梶谷大志君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）初めに、調理人材の育成についてでありますが、調理師をはじめとする調理従事者の方々は、安全、安心な料理の提供のほか、良質な食事を通じた健康づくりや地域の食文化の継承に重要な役割を果たしていると認識しております。

このため、道では、北海道全調理師会が行う、技術向上を図るための調理技能コンクールや、健康、食生活をテーマとした講習会など、北海道全調理師会が行う研修事業を支援しているところでございます。

道といたしましては、ホームページやＳＮＳを活用して、調理業務の魅力を積極的に発信していくとともに、調理従事者の方々の就業支援制度について一層の周知に努めますほか、全調理師会とも、現状や課題、今後の見通しなどについて意見交換を行いながら、道内における調理人材の育成や就業促進の取組を進めてまいります。

次に、戦争の記憶の継承についてでございますが、さきの大戦から80年余りの歳月が流れ、戦争や戦後の混乱を経験したことのない世代が国民の多くを占め、戦没者御遺族の高齢化も進む中、現在の平和と繁栄は、戦争を体験した方々の御労苦の上に築かれたものであることを決して忘れず、次の世代へ戦争の記憶を着実に継承していくことは重要でございます。

道といたしましては、戦争を決して繰り返してはならないとの認識の下、先人たちが幾多の困難を克服して築かれたこの北海道で、道民の皆様が安心して心豊かに暮らしていけるよう、戦争の記憶や平和の尊さを若い世代の方々に引き継いでいく努力を続けてまいります。

次に、戦争に従事された方々への対応についてでございますが、道では、戦争で亡くなられた方々に敬意と感謝の念をささげるとともに、平和への誓いを新たにするため、毎年、北海道戦没

者追悼式を開催しております。

また、戦争を生き延びられ、祖国に戻られた方々への慰労は、その功績の程度や身分に応じた叙勲の実施、退職軍人の方々への恩給の給付などにより、国の責任において行われているものと承知しており、道としては、今後も、戦争の悲惨さと平和の尊さを心に刻み、平和で希望あふれる北海道を次の世代に引き継ぐ取組を進めてまいります。

○副議長梶谷大志君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、デジタル教科書についてでありますが、教科書は、紙かデジタルかといった二項対立で捉えることなく、それぞれのよさを生かし、紙やデジタル、実物等を教育活動に応じて適切に組み合わせることにより、学びの質を高めていくことが重要と考えております。

今後、国から、紙とデジタルそれぞれの効果的な学習場面など、デジタルの活用の在り方のほか、次期学習指導要領の趣旨の実現や教員の負担軽減の観点からの留意点等が記載された指針が示されることとなっております。

道教委といたしましては、こうした国の動向を注視しつつ、デジタル教科書を活用した好事例の提供や、各種研修会、学校訪問での指導助言などを通じて、各学校において、デジタル教科書を効果的に活用した指導が展開されるよう取り組んでまいります。

次に、歴史教科書における北海道の位置づけについてでありますが、学校で使用する教科書は、文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会で審議が行われており、一部の小学校社会科の教科書では、日本地図の色が、北海道は、当時の松前藩の拠点を除き白く、本州等は赤く、区別されております。

この理由につきまして、文部科学省は、現在の日本の領土を示すものではなく、江戸時代初期の幕府の支配領域を表したものであり、児童に誤解が生じないよう、教師から適切な指導が行われることを期待すると説明しております。

道教委では、北海道の歴史や、北方領土を含む我が国の領土に関する事項について、児童生徒が正しく理解することは重要であると認識しており、引き続き、各学校において適切な指導が行われるよう指導助言いたしますとともに、国に対しても、学習指導要領等への北方領土等に関する記述内容や教員研修を充実するよう要望してまいります。

次に、北海道における不登校の児童生徒への対応についてでありますが、不登校児童生徒を適切な支援につなげていくためには、保護者、関係機関等が連携し、子ども一人一人の実態に応じた支援を行うことが重要でございます。

道教委では、近年、不登校児童生徒数が増加傾向にある状況等への対応といたしまして、本年度、新たに、不登校を専門に担当する支援室を設け、不登校により、学びや支援にアクセスできない子どもをゼロにすることを目指し、取り組んでいるところでございます。

今後は、これまでの取組について検証を行い、改善を図りますとともに、他県や民間企業等の効果的な取組の情報収集に努め、その成果を十分に見極めるなどしながら、市町村教育委員会、

保護者等と連携し、子ども一人一人に寄り添った取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）前田議員の御質問にお答えをいたします。

自転車の車道通行についてでありますが、自転車利用者が交通事故に遭わないためには、交通ルールを正しく理解していただくとともに、安全な通行空間の確保が重要であると認識しております。

このため、道警察では、自転車の歩道通行に着目し、本年８月、車道が道路工事中であるなど歩道通行がやむを得ない場合を例示して、その際の注意事項を分かりやすく解説した短時間動画を作成し、ＳＮＳで情報発信しているほか、動画で取り上げた内容を、道や道教育委員会と連携した高校生に対する交通安全教室や、自転車の通行が多い道路における指導取締り等の機会を通じて周知するなどしております。

また、自転車の通行空間を確保するため、道路管理者と連携して矢羽根型路面標示を整備しているほか、今年度で札幌市中心部におけるパーキング・チケット発給設備を撤去するなどの取組を推進しております。

道警察といたしましては、引き続き、自転車利用者の安全が確保されるよう、関係機関・団体と連携し、各種対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　前田一男君の質問は終了いたしました。

赤根広介君。

○75番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、経済・エネルギー政策についてです。

道では、官民連携組織である「ＳＴＡＲＴＵＰ　ＨＯＫＫＡＩＤＯ」を中心に、スタートアップ支援に取り組んでおりますが、スタートアップが直面する壁の一つにファーストカスタマーの獲得があり、特に、実績や信用を重視する行政へのアプローチにおいて参入障壁は高く、これを解決するため、東京都が進めているファーストカスタマー・アライアンスが注目を集めておりますが、ファーストカスタマー獲得における課題認識を伺うとともに、ファーストカスタマー・アライアンスへの道の参画についての見解、及び、創出、育成の強化に向けた取組について所見を伺います。

道宿泊税は、宿泊事業者や市町村の協力、調整など、多大なる御尽力をいただき、導入されました。

現状、ＯＴＡで事前カード決済された予約では、チェックアウト時に支払いが発生する効率の悪いオペレーションが生じるなど、現場の負担を懸念する声や、地域意見交換会でも様々な意見が寄せられておりますが、課題や問題をどう認識し、どう対処するのか、直近までの税収額と併

せて伺います。

ニセコエリアを筆頭に１泊数十万円に及ぶラグジュアリーホテルの開発が相次いでおり、富裕層のインバウンドの受入れ拡大が期待されますが、定額制では最高１泊500円の課税にとどまり、応能負担の原則からゆがみが生じていると考えます。

東京都では、定率３％への移行を決定し、免税点の引上げで、宿泊者への負担増に配慮し、システム改修に補助金制度を設けるなど、激変緩和と公平性の確保を両立しています。

オーバーツーリズム対策やインフラ整備には、持続可能で規模の大きい財源が不可欠であり、現下の金利情勢や、２年後に導入予定の給付つき税額控除に係る地方負担が不透明な中、安定財源の確保は道政上の最重要課題であり、法定外目的税といえども、聖域なき改革を断行する姿勢が求められます。

そこで、定率制への見直しについて、知事の認識を伺います。

昨年12月、知事は、経済産業大臣などに対し、泊発電所３号機の再稼働へ向けた理解要請に同意した旨を伝え、安全対策に万全を期すことなどについて要請し、対する国の取組は、泊地域原子力防災協議会を活用し、状況を把握、道ホームページ等により道民に周知するとしていますが、いまだそうした形跡は見受けられません。

国の取組をどう把握し、どう評価しているのか、伺います。

同様に、北電には、安全対策や電気料金の値下げ見通しなどを分かりやすく丁寧に説明することなどを要請しておりますが、要請事項を含め、再稼働に向けた北電の取組をどう把握し、評価しているのか、伺います。

柏崎刈羽原発の安全対策に関しては、新潟県内の全30市町村が県や国、東電と協議する、原子力安全対策に関する研究会を設置し、対策の進捗状況の可視化を図るなど、取り組んでおり、道も見習うべきと考えます。

原子力防災対策に終わりはないとの信念を持つ知事のリーダーシップで、関係機関が一層連携を密にし、道民の理解促進を含めた原子力防災の充実強化を図るべきですが、今後の取組について所見を伺います。

他自治体では、敷地内保管の燃料への課税を新設、強化し、安定財源として地域振興などに活用しており、仮に、泊に保管している981体の使用済み核燃料に対して、他県の事例をベースに課税した場合、税収の試算は年間1.7億円から９億円となり、３号機が再稼働した場合は毎年増え続けるため、税収はさらに拡大をします。

そこで、北電に対し、早期の搬出を促すインセンティブ及び道の財源確保という観点からも、敷地内に保管されている使用済み核燃料への新たな課税の導入や、既存の税率の引上げなどについて見解を伺います。

次に、防災、減災についてです。

道が管理する主要なアンダーパスでも、予防的な事前通行規制の導入に向け、協議を進める考えが今議会でも示されておりますので、一刻も早い対応を私からも求めます。

その上で、冬期の苛酷な環境にさらされている排水ポンプ等の老朽化は、一刻を争う豪雨時の致命傷になりかねません。

道が管理する全アンダーパスにおける直近の点検実績と、不具合が懸念される箇所の改修・更新計画について伺います。

また、自動遮断機やライブカメラの配備、スマートフォンなどへリアルタイムの危険度を通知するシステム構築など、道路施設へのＤＸ投資を含めたハード、ソフトの対策を重点的に進めるべきと考えますが、水災に対する防災力向上に向けた取組と併せて所見を伺います。

次に、事前復興まちづくり計画について、策定の現状をどう認識し、課題をどう捉えているのか、お伺いいたします。

また、知事は、国に防災局設置を要望しておりますが、誘致に取り組む道が主導して、積雪寒冷地版の事前復興計画ガイドラインの作成や、専門家、道職員の派遣、財政的な支援措置などの支援体制を構築すべきと考えますが、具体の支援策について所見を伺います。

深刻な人命捜索事案の発生が懸念される中、優れた嗅覚で生存者を迅速に発見できる災害救助犬の存在は極めて重要であり、登別市をはじめ、国際基準を満たす高度な訓練施設や、能登半島地震などで実績を上げた優秀な民間救助犬団体は、貴重な防災資産であります。

しかし、日々の訓練をはじめ、活動の多くは民間の善意や寄附等に支えられており、公的な位置づけや支援は十分とは言い難い現状です。

そこで、知事は、民間災害救助犬の有用性についてどう認識されているのか、伺います。

登別市にある民間救助犬団体では、市と協定を締結し、警察や自衛隊などと訓練を行いながら、道東や道北にもその活動範囲を広げています。

道は、道外の民間救助犬団体と災害時協定を締結していると承知しておりますが、こうした道内の民間救助犬団体とも連携し、捜索体制の整備を行うことが重要と考えますが、災害救助犬の活用をどう考えていくのか、所見を伺います。

次に、交通政策についてです。

ＪＲ北海道は、抜本的改善方策の取りまとめに向け、上下分離方式の案を撤回する方針を示し、黄線区の協議は、国が主宰する新たな協議の場の共同事務局として、道に参画の要請が昨日あったと承知をしております。

知事は、事務局への参画については、協議の進め方や内容等を踏まえて対応することになるが、まずは検討したい旨、述べられたようでありますが、私も議論が進展することには期待をするわけでありますが、この間の経過等を踏まえたとき、仮に道が新たな協議の場の事務局を引き受けるのであれば、ＪＲはもとより、国自体が、この抜本的改善方策の取りまとめと黄線区の維持存続にどのような考えで臨むのか、まずは明確に示すべきと考えるところであります。

この点、知事の認識と今後の対応について所見を伺います。

道内の交通空白地区は261地区に上り、地域交通の維持確保が厳しさを増しており、縦割りで運用されていた動く資源を有効活用する重要性が高まっている中、輸送資源フル活用推進事業が

国に採択され、事業が掲げる教育、医療福祉、観光等の垣根を越えた車両、運転手の共同利用は、北海道交通政策総合指針の重点戦略で土台に据える、人手不足対応、収益確保、事業者間連携の最適化に合致した取組であり、指針で掲げる目指す姿の具現化にも資する、極めて重要な実践プロジェクトと考えます。

国から、全国のロールモデルとしての期待を受け、事業採択された今こそが、本道の強固で持続可能な交通ネットワークの基盤の確立に向けた好機と捉えます。

交通政策の憲法とも評される指針の下、推進してきた各般の施策との整合性をどう図り、また、14の地域公共交通活性化協議会、すなわち、事業者を含めた地域との連携の下、本事業をどう進めていく考えか、次年度以降も見据えた所見をお伺いいたします。

次に、開発行為について、倶知安町巽地区における、森林の無許可伐採、違法開発行為などへの対策として、道では、違反事務取扱要領を改定しましたが、事業者側が後から申請を出し直せば事後的に承認されるのではないか、こうした疑念が残るわけであります。

違法行為に手を染めた事業者に対して、安易な事後承認を原則として認めない、また、極めて厳格に制限するような強い姿勢を示すべきと考えますが、認識と今後の運用方針を伺います。

開発事業者が海外にあり、行政処分を下そうにも処分書の送達や意思疎通が困難を極めるなど、法的な限界が露呈していると言わざるを得ません。

海外資本や不透明な事業者による書類送達の壁を打破し、新ルールに基づく中止命令などの行政処分を確実に執行、成立させるために、どのような具体的対策を考えているのか、伺います。

長野県軽井沢町では、土地利用条例を改正し、悪質な開発の勧告を無視した事業者に対し、独自の刑事罰を科す規定を新設し、罰則の対象を、海外の施主だけではなく、現場を動かす施工業者にまで広げ、国内の建設業者が違法開発に加担することを元から断つ連座制を導入しております。

海外資本の逃げ道を遮断するため、軽井沢町のように、道独自の新たな規制条例の制定、あるいは、市町村が独自条例を制定できるよう、道が先進的なモデルを示し、バックアップすべきと考えますが、所見を伺います。

また、違法開発行為が発覚した場合、自治体によっては、専門知識を持つ職員不足などから、違法開発の初期兆候を見逃したり、海外事業者との交渉に苦慮することが懸念されることから、道として、ドローンや人工衛星などを活用した全道一律の早期発見・監視ネットワークを主導して構築するとともに、専門知識を持つ道職員を派遣するなど、支援体制を強化すべきですが、今後の取組について所見を伺います。

次に、外国人との共生についてです。

道内の国際的リゾート地では、インバウンド需要に伴い、冬季シーズンを中心に、多くの外国人季節労働者が地域経済を支えている一方、在留期間が３か月を超える外国人の国民健康保険税や住民税について、賦課徴収が始まる前に本国へ帰国してしまうことによる未納・滞納問題が深刻化しており、特定の自治体では、国保加入者の過半数を外国人が占め、未納者の大半を外国籍

住民が占めるという極めていびつな事態が生じております。

国保の財政責任は道庁も担っていることから、外国人労働者の国保税等の未納等の実態について、どう把握し、どのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

未納問題に対して、市町村が奮闘している現状でありますが、財政規模や人員の限られた自治体では、出国してしまった外国人の追跡や、独自の徴収システム構築を単独で行うことには限界があり、国保の共同運営者の道として、先進事例やノウハウを、課題を抱える自治体へ横展開するなど、支援を講じるべきですが、具体の対策を伺います。

また、解決には、受入れ企業との連携が不可欠であり、道としても、外国人労働者を多数受け入れている事業者に対し、社会保険への確実な加入や、雇主自身が納税管理人となることを強く働きかけるべきですが、どのようなアプローチを行うのか、民間との連携の考え方をお伺いいたします。

ビザの要件見直しや、水際対策となる出入国管理における滞納情報の連動など、抜本的な解決には国の制度改正が不可欠であり、知事がリーダーシップを取り、国に対して強力な政策提言を行うべきでありますが、今後の対応について決意をお伺いいたします。

京極町の農業法人において、ミャンマー人労働者に対し、暴行等の人権侵害が行われていた疑惑が浮上し、もし事実であれば、許されない行為であり、本道の受入れ環境に対する国際的な信頼をも失墜させかねない事態と考えますが、道は、本事案をいつ、どのような形で把握し、どのような対応を行ってきたのか、また、本道の外国人材受入れや地域経済に与える影響について認識を伺います。

外国人労働者の労働環境について、これまで実態をどう把握されてきたのか、また、事案を受けて臨時の実態調査などを行う考えはあるか、お伺いいたします。

その上で、出入国在留管理局や労働基準監督署などの国の機関及びＪＡ北海道中央会等の関係団体と連携し、悪質な事業者への厳しい対処や指導を徹底すべきと考えますが、連携強化策についてお伺いをいたします。

北海道外国人相談センターなどの道独自の相談窓口が、外国人材にとって真に利用しやすい状況か、夜間、休日の対応やデジタル化を含めた運用の現状と課題を伺います。

また、人権侵害などの被害に遭った外国人材が、一時的に避難、保護され、希望をされれば速やかに適切な就労先へ転籍できるよう、どのような支援や受皿の確保を進めていくのか、所見を伺います。

最後に、ひきこもり支援と教育行政についてです。

ひきこもりをめぐる状況は、8050問題から、高齢化に伴い、数年後には孤立死に直面しかねない9060問題へと移行しつつあり、社会参加の機会を逃した状態のままの高齢者の増加は、個人の尊厳や人道的な問題はもとより、生活保護費など保健・福祉関連の義務的経費の増大や税収減に直結し、財政面からも深刻な未来を予兆させます。

札幌市の令和７年度実態調査でも、推計当事者数が最多を更新しただけではなく、40歳未満の

若年層が倍増し、不登校も主なきっかけの一つで、道内各地でも同様の傾向、あるいは、より深刻な地域格差も懸念されます。

ひきこもり当事者の高齢化、長期化の現状及び若年層における不登校からのひきこもり移行という新たな課題について、どのような認識と危機感をお持ちか、知事及び教育長にお伺いいたします。

次に、リスクの最小化には早期発見・介入が不可欠で、学校現場での不登校段階から福祉や専門機関がアプローチできる体制や、介護、困窮、ひきこもりといった複合的な課題を抱える世帯を丸ごと受け止める体制の構築が必要と考えます。

国や一部の自治体では、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業や重層的支援体制整備事業を進めておりますが、市町村の導入状況や専門人材の確保にはばらつきがあるのが実態です。

ひきこもり化を防ぐため、関係各部と教育庁や関係機関がいかに連携し、不登校段階からのシームレスな支援体制を構築するのか、具体の取組と今後の対応について、知事及び教育長の所見を伺います。

最初の就職におけるつまずきや挫折感が、若者を社会から孤立させ、ひきこもりへと移行させる要因になっていることは、これまでの実態調査からも明らかであり、社会への入り口である新規高校卒業時の就職の早期離職防止も重要な取組であります。

高卒採用は、１人１社制で、高い内定率を維持できる一方、生徒が複数の企業を比較検討する機会を奪い、適性や希望が十分に吟味されないまま意思決定せざるを得ないという、構造的ミスマッチの誘発を懸念します。

令和４年６月の文教委員会で、関係団体等と連携協力を図りながら、就職慣行の在り方などを含め、就職活動に係る応募や推薦などのよりよい方策についての検討を進める旨の答弁を得ておりますが、これまでの取組と成果について、エビデンスを含めてお伺いいたします。

１人１社制の見直しや就職ミスマッチを防ぐため、民間職業紹介事業者と連携した合同企業説明会の開催、動画を活用した求人情報のデジタル化など、学校とハローワークの従来の手法にとどまらず、民間の柔軟なノウハウや人材ビジネスの力を本道の高校生の就職支援にも積極的に取り入れ、官民連携で早期離職やその後のひきこもり化を防ぐべきでありますが、今後の取組について所見を伺います。

高校教育改革について、残念ながら不採択となった大空高校では、住んでいる場所、不登校経験などの多様な背景等にかかわらず、学校の枠を超えて、社会の課題を主体的に探究、解決できる人材等の育成を目指す、類型３で、「小規模校×地域資源×グローバルによる学習環境モデルの構築」を掲げ、申請をしており、産業を担う高度な技術を持つ人材や、地域の持続的な発展を支える人材の育成を含めた高校の魅力化を推し進める上で、重要な取組であることは疑う余地もないわけであります。

拠点校の選定は、知事部局と道教委が連携し、検討を進めてきた経過からも、大空高校につい

ては、国への申請内容を具現化すべく、知事部局と道教委が財政支援及び人的支援を確実に実行すべきと考えます。

今後の対応について、知事及び教育長の所見を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の質問にお答えいたします。

最初に、経済・エネルギー政策に関し、まず、宿泊税の在り方についてでありますが、宿泊税制度の検討に当たり、宿泊事業者の方々からは、納税者の皆様にとっての分かりやすさや、徴収事務の煩雑さなどから、定額制を望む御意見を多くいただいたところであり、こうした御意見や、税の原則である簡素な仕組みとすることも考慮し、道では、宿泊料金に応じた段階的定額制が適当であると考えたものです。

道としては、まず、本年４月にスタートした制度の円滑な運用に努めるとともに、本道観光を取り巻く環境の変化や条例の施行状況、他の自治体の動向等を把握し、納税者の皆様や宿泊事業者の方々などの御意見も伺いながら、条例に定める見直し規定や税負担の公平性を踏まえ、本道観光の振興に必要な制度の在り方について、適切に検討してまいります。

次に、原子力防災対策についてでありますが、道では、関係自治体間の連携を図るため、後志管内の市町村のほか、避難先となる石狩や胆振管内等、40の自治体で構成する、原子力防災に関する連絡会議を設置し、訓練など防災対策に関する情報共有や意見交換を行っています。

また、国においても、道やＵＰＺ13町村、関係省庁で構成する、泊地域原子力防災協議会を設置し、要支援者対策や避難先、移動手段の確保などに関する協議を踏まえ、道や市町村が作成する計画等の具体化、充実化に向けた支援を行っているところであります。

道としては、引き続き、こうした連絡会議などを通じ、国や関係自治体、北電、防災関係機関の方々と緊密に連携協力していくとともに、その内容についてホームページ等を通じて道民の皆様に発信するなど、原子力防災対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

次に、ＪＲ黄線区についてでありますが、昨日、ＪＲ社長から、地域との協議のテーマから上下分離は撤回し、監督命令の履行を確実にする観点から、国の主体的な関与の下、ＪＲと地域が協議する新たな枠組みを設けるといった、黄線区の協議開始に向けた考え方などについて説明があったところでございます。

また、国及びＪＲからは、道に対し、新たな枠組みについて協力要請があったところでありますが、私としては、新たな枠組みにおける今後の協議の進め方や内容などについて、国やＪＲ等の考えを確認した上で、広域自治体としての対応を検討してまいります。

次に、開発行為に関する今後の取組についてでありますが、違法な開発行為の抑止に向けては、関係法令等を事前に広く周知するとともに、昨年設置した市町村との連絡会議を通じ、違法事案を早期に把握し、関係部局間で共有しながら、法令等に基づき、厳正に対処していくことが重要と認識しています。

こうした認識の下、道では、ホームページで必要な手続などを広く発信するとともに、違法な開発等の通報窓口を設置し、違法事案の早期把握に努めているほか、平時から市町村との情報共有を図る体制を構築し、関係部局、市町村間での申請情報の共有を図っているほか、違反事案が発生した場合は、違反事務取扱要領を踏まえ、市町村との合同調査を実施するなど、緊密な連携を図っているところであります。

道としては、引き続き、連絡会議等を通じ、市町村に対し、必要な技術的助言や、専門的知識、ノウハウの共有を図るとともに、市町村からの意見を伺いながら取組の充実に努めてまいります。

次に、外国人との共生に関し、まず、保険制度に関する国への要望などについてでありますが、現行制度上、外国人の方は、在留期間が３か月を超える場合に、住民基本台帳に登録され、原則として、国民健康保険の被保険者となります。

国では、外国人の税や社会保険料の未納付防止、社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払い情報の連携による在留審査への有効活用等の検討を行うこととしており、これにより、在留期間の更新等における厳格な審査に加え、保険料のより効果的な納付勧奨につながることが期待されているところであります。

道としては、収納事務を担う市町村の負担が増大しないよう、国の責任において、円滑に運用できる仕組みの整備について要望を行っており、今後とも、国の施策動向等を踏まえ、必要な要望を行うなど、道民の皆様と外国人の方々が安全、安心に暮らすことができる共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、今回の人権侵害等が疑われる事案についてでありますが、本事案については、様々な報道が続く中、ミャンマーの方々はもとより、他国の方々にまで、本道で働くことへの不安が広がることが懸念されるため、早急な全容解明と、それに応じた適切な措置や再発防止策が必要と認識しています。

道では、８月21日の報道を受けて、直ちに札幌出入国在留管理局等から情報収集し、国が立入検査を実施したことや関係者が告訴されたこと、事実関係は確定していないことを確認するとともに、９月２日に道が主催した企業向けセミナーにおいて、人権への配慮等、外国人の方々の適正な雇用について改めて注意喚起を行いました。

さらに、９月９日に開催された国の育成就労制度等に係る有識者会議において、私から、出入国在留管理庁に対し、一日も早く実態を把握し、法令違反が確認された場合は厳正に対処するよう要請したところでございます。

最後に、ひきこもりの方への支援などについてでありますが、道では、保健所や、北海道精神保健推進協会が運営する、ひきこもり成年相談センターにおいて専門相談を行うとともに、要支援者の方々を早期に把握し、ひきこもりを未然に防止できるよう、市町村に対し、相談窓口の設置を働きかけているほか、行政機関と民間団体等で構成する、道の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに、教育庁や関係各部をはじめ、関係団体の皆様にも参画いただき、関係者間で情

報共有を図っています。

また、生活困窮者自立支援事業において、ひきこもりの方などを医療や社会活動等へつなぐための訪問支援を行うほか、複雑化した課題に多機関協働で取り組む重層的支援体制整備事業を実施する市町村への支援を行っているところであり、道としては、今後も、関係機関・団体の皆様との連携を深めながら、こうした取組を着実に推進し、ひきこもりの方や御家族の皆様が孤立することのないよう、切れ目ない支援体制の構築に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　経済部次世代社会戦略監青山大介君。

○経済部次世代社会戦略監青山大介君（登壇）スタートアップの創出、育成についてでございますが、スタートアップは、自社製品やサービスが市場に浸透し、初期投資を回収していくためには、一定の時間を要しますことから、安定的な売上げや収益確保までの間の支援が重要と認識しております。

道では、これまで、起業を目指す方々に対し、早期の顧客開拓に向けて、ビジネスモデルの策定や新製品、サービスの開発、資金調達や販路拡大といった、各段階に応じた専門家による伴走支援などに取り組んできているところでございます。

こうした中、東京都においては、随意契約を活用した仕組みとして、スタートアップが有する優れた製品やサービスの顧客獲得を支援するため、自治体間で情報共有し、カタログ化した上で公共調達につなげるファーストカスタマー・アライアンスを展開し、全国の自治体との連携を広げていると伺っており、道といたしましては、その仕組みや利用状況、導入効果などについて情報収集、検討を進めますとともに、このたびスタートアップ支援を含む協定を締結いたしました大阪府をはじめ、他の自治体とも連携しながら、道内の多様な実証フィールドを活用した社会実装を支援するなどして、スタートアップの創出、成長につなげてまいります。

○副議長梶谷大志君　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○経済部観光振興監後藤知佳子君（登壇）宿泊税を取り巻く諸課題などについてでございますが、道では、制度導入後、道職員が道内23か所を訪問し、観光関連団体や市町村、各地域の事業者の方々との意見交換を行うほか、コールセンターや道税事務所における相談対応を通じ、宿泊税の使途をはじめ、徴収や申告、課税免除の確認などに係る様々な御意見を伺っているところでございます。

この中で、税を徴収していただく宿泊事業者の方々からの宿泊税の徴収に際し、お客様の旅行商品に宿泊税が含まれるのか否かの確認に時間を要するといった御意見を踏まえ、道では、旅行業の皆様に対し、宿泊税の取扱いを分かりやすく表示するようお願いするなど、必要な対応を行ってきたところであり、今後とも、宿泊事業者の方々や市町村などの御意見を丁寧に伺いながら、より円滑な制度運用に努めてまいります。

また、宿泊税の税収については、８月末現在、申告納入の期限が到来している２か月分で、約

５億9000万円となっております。

○副議長梶谷大志君　経済部長水口伸生君。

○経済部長水口伸生君（登壇）原子力政策に関し、初めに、道の要請に係る国の取組状況についてでございますが、泊発電所３号機再稼働の同意に際しては、昨年12月、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、原子力規制庁長官に対し要請を行い、それぞれ回答をいただいたところでございます。

国では、エネルギー・原子力政策、安全・防災対策などの各要請事項に関し、原子力活用に関する地域での理解促進や、原子力規制の一層の充実強化、国の原子力総合防災訓練の実施のほか、産業競争力の強化や脱炭素の観点から、産業集積や事業環境整備などに取り組まれており、道では、関係部局においてそれぞれの施策を実施する中で、その状況を把握しております。

道といたしましては、引き続き、要請した各事項の取組状況をしっかりと確認していく必要があると考えており、状況に応じて適切な対応を求めるなど、道が要請した取組が着実に進められるよう働きかけますとともに、その取組状況については、適宜、ホームページなどで情報を発信してまいります。

次に、道の要請に係る北電の取組状況についてでございますが、道では、泊発電所３号機再稼働の同意に係る要請への北電の取組状況を確認するため、様々なレベルで情報共有や情報交換を行うなど、コミュニケーションを図っており、北電では、安全対策や電気料金値下げなどの各要請事項に関し、災害対策要員の環境整備、原子力人材の確保、道民の皆様への丁寧な説明、経営効率化や再エネの導入などに取り組まれていると承知しております。

道といたしましては、原発の安全の追求には終わりはないことや、電気料金については道民の皆様の関心が高いこと、さらには電力の安定供給の観点から、引き続き、北電の取組状況をしっかりと確認していく必要があると考えており、状況に応じて適切な対応を求めるなど、道が要請した取組が着実に進められるよう働きかけてまいります。

○副議長梶谷大志君　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇）核燃料税についてでありますが、本道を含む多くの自治体において、原子力発電所の立地に伴う安全対策や地域振興対策などの財政需要に対応するため、核燃料の価額や熱出力を課税標準として核燃料税を課税していますが、一部の自治体では、使用済み核燃料の長期貯蔵によって生じる財政需要や、電力事業者が計画している中間貯蔵を実現させるために、使用済み核燃料の県外への搬出を促すことなどを目的として課税を行っていると承知しています。

道としましては、現行の核燃料税が令和10年８月31日をもって課税期間が終了することから、今後、条例の更新の必要性や課税方式、税率などについて、他県における課税方式なども参考としつつ、幅広い観点から検討してまいります。

○副議長梶谷大志君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）初めに、アンダーパスに関する今後の取組等についてであります

が、道では、公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、定期的にアンダーパスの点検を実施し、不具合があった場合には速やかに補修等を行っているほか、今般の千葉などで起きた設備の不作動が原因と考えられる冠水事案の発生を踏まえ、全道18か所の全てで非常用発電設備の動作確認などを改めて行ったところです。

国では、今般の事案に関する調査を進めますとともに、自動作動遮断機の設置や、一部の設備に異常が生じた場合にも必要な機能が確保される対策などを盛り込んだガイドラインの策定を検討していると承知しています。

道としては、こうした国の動向などを注視しながら、安全、安心な道路交通の確保に向け、必要な対策について検討してまいります。

次に、事前復興まちづくり計画についてでありますが、本道では、むかわ町が令和７年３月に策定し、現在、厚真町が、令和９年度末の策定に向け、検討に着手していると承知しております。

国が市町村を対象に実施しているアンケート調査では、内容が多岐にわたり、どこから着手すべきか分からないといった回答が多くあり、策定に向けた知識やノウハウの不足が課題となっているところです。

道では、国と連携し、計画検討のためのガイドラインを活用した説明会を開催するなど、市町村への周知を図ってきたところでありますが、今後、さらなる策定の促進に向け、むかわ町などの先進事例の紹介や、国が令和８年度から開始した伴走支援に参加するなど、取組の充実を図り、市町村が発災後の復興を迅速かつ円滑に進められるよう取り組んでまいります。

次に、違法な開発行為を行った事業者への対応についてでありますが、道では、違法かつ悪質性の高い開発行為に対し、より迅速かつ実効性の高い対処ができますよう、昨年11月に違反事務取扱要領等を改正し、これに基づき、法令の適正な運用を徹底するとともに、未然防止や早期把握などに努めているところです。

この中で、倶知安町巽地区での違法開発につきましては、昨年６月に道から工事停止の勧告を行い、植栽工事などの是正が図られてきましたが、当初の事業者が行った全ての違法状態の解消が確認されるまで、現在の事業者を含め、引き続き、工事停止などの行政指導を行うこととしているところです。

道といたしましては、今後とも、違法な開発行為は許さないとの認識の下、関係部局間や市町村と緊密に連携し、悪質な事業者に対しては厳正に対応してまいります。

次に、海外の事業者などへの対応についてでありますが、海外に居住する事業者などから許可申請があった際におきましても、行政処分が必要となった場合には、その内容を確実に伝達し、速やかに履行させることが重要と認識しています。

こうした認識の下、道では、開発行為の許可申請に当たっては、あらかじめ、海外の事業者に加え、土地所有者、工事施工者、国内の代理人等の連絡先を把握するなどしているところであり、引き続き、こうした取組を徹底し、法令等に基づき、厳正に対応してまいります。

最後に、違法な開発行為の抑止についてでありますが、道では、平成19年以降、都市計画区域外での無秩序な開発や環境悪化を防ぐため、3000平方メートル以上の開発行為において、建物の高さなどの制限を可能とする準都市計画区域を全道五つの地域において指定し、土地利用の規制を強化してきたところです。

道といたしましては、近年の都市計画区域外での開発需要の高まりを受け、関係市町村と連携し、新たな準都市計画区域の指定等を検討するとともに、全国における先進的な取組事例の収集に努め、情報共有を図るなど、今後とも違法な開発行為の抑止に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）災害救助犬についてでありますが、大規模災害が発生した際に、災害救助犬は、優れた嗅覚や聴覚という犬の特性を生かし、土砂崩れなどに巻き込まれた要救助者や行方不明者の捜索活動を行うことが可能であり、被災者の捜索等を強化する上で有用であると認識しています。

このため、道では、最優先事項である人命救助の実施には、人や機械による捜索に加え、災害救助犬による捜索手段を確保することで救出・救助体制の強化が図られるとの考えから、平成20年にＮＰＯ法人日本レスキュー協会と災害時協定を締結しているところです。

次に、災害救助犬の活用についてでありますが、大規模災害時において、被災者の救出、救助等の応急対策を迅速かつ適切に実施するためには、警察や消防などの関係機関との連携はもとより、民間団体等の協力が不可欠であるため、道では、現在、救助、救援の分野で32の事業所の方々などと災害時協定を締結しており、災害時に必要な協力が得られるよう、連携した防災訓練を実施し、その実効性の向上に取り組んでいます。

近年、全国各地で地震や集中豪雨などの自然災害が頻発・激甚化する中、一刻を争う災害現場で救助犬が貢献している事例もあることから、道としては、災害時の救出、救助の強化が図られるよう、救助犬団体と連携し、協力体制を整備するとともに、訓練などにも御参画いただきながら、災害対応力の向上に努めてまいります。

○副議長梶谷大志君　総合政策部交通企画監斎藤由彦君。

○総合政策部交通企画監斎藤由彦君（登壇）輸送資源のフル活用についてでありますが、道内においては、重複したバス路線の解消や、複数のバス事業者による共同経営など、連携協働の取組が進んできている一方、人手不足等を背景としたバス路線の休廃止により、交通空白といった課題が顕在化するなど、本道の交通環境は厳しさを増していると認識しております。

道といたしましては、北海道交通政策総合指針の重点戦略に掲げるさらなる共同化、協業化の取組を加速するため、地域にある限られた輸送資源の運用状況等を調査するとともに、資源の有効活用に向け、教育、医療、福祉、観光といった幅広い分野の関係者による議論を行うことによって、より地域の実情をつぶさに捉えた活用方策について検討し、広域的な法定協議会の体制強化を図りながら、持続的な地域交通の確保に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）初めに、外国人に係る国保税等の収納状況等の把握についてでございますが、市町村国保に係る収納率の低下は、保険料・税が上昇する要因の一つになりかねないことから、日本人のみならず、外国人の方にも適切に納付していただくことが重要でございます。

外国人の方の国民健康保険料・税の収納状況等につきましては、全国的に実態把握ができていないことから、国では、全ての市町村において把握することが可能となるよう、システムの改修を進めた上で、今後、全国的な調査を行う予定とされており、また、住民税につきましては、昨年度より出国者に係る滞納状況等を国が調査しております。

道といたしましては、こうした調査により実態を把握した上で、制度の適切な利用に向けた取組が必要であると認識しております。

次に、市町村の収納対策に係る支援等についてでございますが、道では、外国の方への対応を含む国保の収納対策として、国の収納率向上アドバイザーの市町村への派遣や、研修会の開催などにより、海外転出者の差押え可能財産の把握、納入通知書の外国語での作成といった、他県における取組事例等の情報共有を図っております。

さらに、多言語による外国人向けの国民健康保険の手引きを作成し、制度の周知に努めるなどしており、今後、社会保険制度や地方税制度を所管する国が事業者向けに作成しました広報資料やパンフレットを活用するなど、市町村と連携して、事業者等への周知を図ってまいります。

次に、ひきこもりの現状等についてでございますが、札幌市の調査では、若年層のひきこもりの主なきっかけが、不登校と回答した割合が高かったほか、40歳から59歳で９割以上が、10年以上、ひきこもり状態にあり、若年層からのひきこもりが長期化につながっている可能性があるものと考えられます。

また、令和６年度に道が実施した実態調査におきましても、ひきこもりの状態にある方のうち、29歳以下の若年層が全体の３分の１を占めているほか、道立精神保健福祉センターや保健所等における相談件数でも、29歳以下からの割合が４割を占めている状況にございます。

ひきこもりは、長期化、高齢化することにより、社会復帰が難しくなるほか、生活困窮や社会的孤立のおそれがあることなどから、早期に対応することが必要であり、市町村や関係機関と連携し、特に若い世代の方々への支援体制づくりを進めていくことが重要であると認識しております。

○副議長梶谷大志君　総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君。

○総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君（登壇）外国人との共生に関し、関係機関との連携などについてでありますが、道では、北海道労働局が主宰をし、札幌出入国在留管理局など九つの機関で構成いたします、技能実習法に係る北海道地区地域協議会に参画し、外国人の方々の雇用状況や労働関係法令違反への対応など、本道の外国人材の労働環境の現状や課題を把握いたしますとともに、こうした課題に対応するため、労働局や札幌入管と連携し、道主催の企業向けセミナー等において、ハラスメントの防止など、必要な取組を周知してきたところでございま

す。

今回の事案については、現在、札幌入管が実態把握に向けた調査を行っており、今後、道として、調査結果やそれに応じた措置について、協議会の場などでの情報共有を要請いたしますとともに、必要に応じ、道内の労働環境調査の実施を求めるなど、外国人の適正な雇用管理が徹底されるよう、国に働きかけてまいります。

次に、外国人材の相談支援などについてでありますが、外国人相談センターでは、対面や電話に加えまして、時間や場所を問わず相談できるよう、メールやＳＮＳにより多言語で受け付けるとともに、休日相談も行うなど、相談しやすい体制の構築に努めてきたところでございます。

相談センターは、ハラスメント等の相談に対し、国の支援窓口等につなぐ役割も担っておりますことから、近年、道内の在住外国人が増加を続ける中、その重要性を増してきており、新たに来道される方々に、相談センターの周知を図るとともに、広く在住外国人の皆様に定期的に紹介するなど、認知度の向上に努めてまいります。

また、技能実習生の方がハラスメント等の被害を受けた場合、国認可の外国人技能実習機構が一時宿泊先の提供等を行う一方で、特定技能制度等ではこうした支援体制がないことから、道としては、在留資格にかかわらず、国が統一的に支援する仕組みが必要と考えておりまして、様々な機会を捉え、国に働きかけてまいります。

○副議長梶谷大志君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）いわゆるネクストハイスクール構想への対応についてでございますが、道では、道教委との緊密な連携の下、農林業はもとより、半導体、洋上風力といった本道の新産業を担う人材や、理数的素養を有するイノベーション人材の育成、小規模校における多様な学習ニーズへの対応などの観点から拠点校の候補を選定し、６月には岩見沢農業高校と有朋高校が採択されましたほか、当初、不採択となった札幌工業高校及び大空高校につきまして、さらに事業内容を見直した上で、先般、再度申請を行ったところでございます。

一昨日、文部科学省が追加採択の結果を公表し、大空高校につきましては不採択となりましたが、道といたしましては、道教委はもとより、振興局とも連携し、町や高校のニーズを丁寧にお伺いし、地域づくり総合交付金などによる支援も含め、大空高校が目指す、地域に根差した取組の実現に向け、適切に対応してまいります。

○副議長梶谷大志君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）赤根議員の御質問にお答えいたします。

ひきこもり支援と教育行政に関し、まず、不登校に関わる認識等についてでありますが、本道における不登校児童生徒数は、令和５年度に過去最多となり、現在も高止まりの状況の中、不登校からひきこもりの状態に移行する児童生徒もいるものと承知しております。

一方で、不登校でもひきこもりでも、児童生徒一人一人が、自らの進路を主体的に捉え、将来、社会的に自立することを目指していけるよう、支援体制を構築していくことが重要でございます。

道教委では、不登校児童生徒が孤立することのないよう、メタバースを活用して、子ども同士や支援員との交流の場を提供いたしますほか、不登校児童生徒が、自らの進路を主体的に捉え、進路について考えることができるよう、多様な進路セミナーを開催するなど、不登校児童生徒が社会とのつながりを保ちながら、将来の社会的自立につながるよう支援しているところでございます。

次に、今後の対応などについてでありますが、道教委では、不登校により学びや支援にアクセスできない子どもをゼロにすることを目指し、本年度から、知事部局と連携し、不登校児童生徒の保護者や教員、教育関係者等を対象としたフォーラムを開催するなど、児童生徒や保護者が孤立せず、必要な情報や支援が得られるよう取り組みますほか、行政機関と民間団体等で構成する孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画し、関係者間で情報共有を図っているところでございます。

今後とも、不登校児童生徒が、学校卒業後も支援の手から離れることなく、社会的に自立していけるよう、関係機関等と連携しながら、体制の検討を含め、児童生徒や保護者の支援に取り組んでまいります。

次に、早期離職の防止のための取組についてでありますが、１人１社制については、北海道高等学校就職問題検討会議において、令和６年度に道教委が行いました高校生や企業関係者を対象としたアンケートの結果を踏まえて議論し、賛否両論があったため、引き続き審議することとしているところでございます。

道教委といたしましては、キャリアプランニングスーパーバイザーや、厚生労働省による出前授業を活用し、労働条件について学ぶ機会を設けるなど、ミスマッチの防止に取り組みますとともに、各高校では、就職を希望する生徒に、職場体験や企業説明会への積極的な参加を促すことにより、応募前に複数の企業を比較できる環境を整えるなどして、就職先を検討するよう指導しているところでございます。

こうした中、早期離職率については、平成26年３月卒業者の46.9％に対し、令和４年３月は43.9％と、おおむね同水準となっており、取組の成果は限定的なものにとどまっていると認識しているところでございます。

次に、高校生への就職支援についてでありますが、現在、高校生の就職活動については、ハローワークを通じて得た就職情報に基づき、学校があっせんを行っておりますが、民間職業紹介事業者が収集した情報を学校に提供することにより、生徒がより多くの企業情報を得ることが可能になるなどの利点もあると考えているところでございます。

こうした中、厚生労働省では、令和９年度卒業生から、高卒求人のＰＤＦ化を実施するほか、民間職業紹介事業者がハローワークの求人情報提供サービスに参画できるよう検討していると承知しているところでございます。

道教委といたしましては、このような国の動向を注視しつつ、北海道高等学校就職問題検討会議におきまして、生徒や企業の実態、関係団体の意見等を踏まえながら、官民連携によるミスマ

ッチ解消の議論を進めますとともに、早期離職の防止に向け、キャリア教育の充実を通して、生徒一人一人の希望や適性に応じた進路の実現を支援し、社会的・職業的自立を促してまいります。

次に、ネクストハイスクール構想についてでありますが、大空高校では、小規模校における地域と学校が連携協働した多様な探究学習のプログラム構築や、不登校傾向の生徒をはじめとした多様な背景を持つ生徒への支援体制の整備などに取り組むとして、国へ申請したところであり、こうした取組は、全道の小規模校における教育活動の改善充実に資するものと考えております。

道教委といたしましては、大空高校の教育活動の充実が図られるよう、知事部局と連携し、町や高校のニーズを確認しながら、指導主事による学校教育指導、道教委が把握しております産業実務家教員の紹介や派遣、オンライン授業に関する技術的な助言などを行いますとともに、今後の国の施策の方向性等を確認しながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　赤根広介君。

○75番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、再質問させていただきます。

まず、経済・エネルギー政策について、スタートアップの支援などについては、東京都のファーストカスタマー・アライアンスについて、情報収集、検討を進められるということでございます。

これは、恐らく予算もほぼ不要という点からいっても、全く道庁にとってもネガティブな要素はないというふうに考えますので、ぜひ、スピード感を持ってこの取組を進め、スタートアップの創出、成長につながる支援をさらに重層化していただきたいということを期待申し上げます。

宿泊税につきましては、平成25年３月５日の、私の道議会議員当選後最初の一般質問で提言をしてから13年間、議論を重ね、実現に至り、感無量でありますが、これからが本番というふうに思っております。

答弁からは、制度運用で特段の混乱はなく、また、税収もほぼ想定どおりと受け止めるところであります。だからこそ、次のフェーズを見据えた検討を始めることができるのではないでしょうか。

仮に東京都と同様のスキームに変更した場合、税収は100億円前後となり、現行の２倍以上の試算となります。

制度の在り方については、適切に検討するという定型文どおりの答弁でありましたが、税はその合意形成なり高度な調整を要することは、この数年間、宿泊税の議論をしてきた中で、皆さんも十分経験済みかというふうに思います。

これまでの新税に関する税懇談会などの過去の議論も踏まえて、時期を逸することなく取り組むよう指摘させていただきます。

次に、泊発電所３号機の再稼働へ向け、知事が国や北電に要請している原発の安全対策や本道への産業集積の促進などの各事項に対して、原子力活用に関する地域での理解促進や、原子力規

制の一層の充実強化、国の原子力総合防災訓練の実施のほか、産業競争力の強化や脱炭素の観点から、産業集積や事業環境整備など、国の取組について、道は、関係部局においてそれぞれ施策を実施する中でその状況を把握し、引き続き、要請事項が着実に進められるよう働きかけるとともに、取組状況についてはホームページなどで情報を発信する、原子力防災の一層の充実強化に取り組むとの答弁で、その着実かつ早期の取組に私も期待をするところであります。

一方、せっかくのそうした取組を、いかに分かりやすく道民に伝えるかが肝腎だというふうに思うわけであります。国の取組について、道では、関係部局においてそれぞれの施策を実施する中で、その状況を把握しているのであれば、その情報を、個別ではなくて、まずは一元化して分かりやすく発信する新潟県のような取組、工夫をすべきだというふうに考えます。

知事は、北電に対して、再稼働後の電気料金の値下げ見通しなどについて、道民に分かりやすく丁寧な説明を行うことを求めているわけでありますので、国や北電の対策の進捗状況の共有と可視化を図り、実効性を高める取組について、再度お伺いをいたします。

核燃料税につきましては、道民の命を守るための様々な安全対策などの財源として活用されていることから、北電としても、地域社会への安全責任を積極的に果たしているという姿勢を道民や立地自治体に向けて広く示すことにもつながると、私は前向きに捉えることができるのではないかと考えるわけであります。

仮に使用済み燃料の六ヶ所村の再処理工場への搬出が計画どおりできない場合であっても、北電では15年程度の貯蔵スペースを確保しているということでありますので、さらなる税収の確保も道としては期待ができるというふうに考えるわけであります。

先ほど、答弁でもございましたが、現行条例の期限は令和10年８月末と、２年を切っていることから、仮に見直しの議論を打ち出すのであれば、時間的余裕がそうあるとも言えない状況と考えるわけでありますので、早期に検討を開始するよう指摘させていただきます。

次に、交通政策について、ＪＲ北海道についてであります。

知事からは、国やＪＲ等の考えを確認した上で、広域自治体としての対応を検討してまいるということで、私も全くその点は同感でありますし。拙速な議論というものは、やっぱり、私は慎重に対応すべきだというふうに思うわけであります。

仮に、この協議会での議論が、次年度以降から2030年までの、いわゆる国鉄の債務処理法の期限までのつなぎのような対応では、私はいけないというふうに考えるわけであります。しっかりとその先も見据えて、ＪＲ北海道が経営自立をするという目標を掲げている新幹線の札幌開業まで、少なくともしっかりと本道の鉄道ネットワークが維持される、そういうスキームを見いだすところまで、今度の協議で、私は、進めることが適切ではないかと。昨日、今日の話で、私もしっかりと考えがまとまっているわけではありませんが、現時点ではそう思うわけであります。

一方で、昨日のＪＲ北海道の綿貫社長の会見でも、報道機関との質疑の中で、国の機関が、何かしらの補助的な仕組み、例えば下を持つ、こうしたことのコミットメントは期待できない協議会なのでしょうかという問いに対して、この協議会ではそういう議論はしませんと社長は答えて

いるわけであります。

新たなスキームなどを議論する会議体ではないのだ、国の負担を何か新たに見いだしていく、そういう場ではないのだというふうに私は受け止めているわけでありますが、こうしたことではつなぎの議論にしかならないのだと、そういうことを懸念するわけでありますので、知事の答弁にあったとおり、まずはしっかりＪＲと国の考え方というものを確認していただきたいということは、私からも改めて求めておきたいと思います。

最後に、ひきこもり支援と教育行政についてであります。

大空高校について、道は、道教委はもとより、振興局とも連携し、町や高校のニーズを丁寧に伺い、地域づくり総合交付金などによる支援を含め、大空高校が目指す、地域に根差した取組の実現に向け対応してまいる、また、小規模校における地域と連携した多様な探究学習のプログラム構築や、多様な背景を持つ生徒への支援体制の整備などに取り組むと国へ申請し、こうした取組は、全道の小規模校における教育活動の改善充実に資するものとの認識を示した上で、指導主事による学校教育指導など適切に対応するなど、それぞれ答弁をいただいたわけであります。

今後の関わり方について一定の考え方が示された点は評価をするわけでありますが、教育長は、５月の記者会見で、本事業について、地域における高校の在り方に係る主体的な議論を喚起、サポートし、モデルとなり得る取組等に財政面でも支援を行うなど、全領域で、高校の魅力化に向けた取組を実施している、拠点校に選ばれた高校のみならず、全ての公立高校において魅力化の取組を進め、これからの産業を担う高度な技術を持つ人材や、地域の持続的な発展を支える人材の育成を進めると、その意義を強調されていたわけであります。

国への申請に当たり、小規模校における地域と連携した多様な探究学習のプログラムの構築や、多様な背景を持つ生徒への支援体制の整備などに取り組むとして策定したこのプロジェクトは、広域分散で地方の人口減少が加速化する本道における、未来を見据えた学校の在り方を見いだす上でも、欠かせない取組と私は考えるわけであります。

採択をされました３校の申請額がそれぞれ20億円前後であることから推計すると、非公表のこの大空高校の申請額は、恐らく５億円未満と考えるわけであります。地元や高校のニーズは、国への申請で既に形となっているわけであります。問題は、その財源を賄うのが、国でなければ、道及び道教委が担うという政策的判断もあるのではないでしょうか。

追加で採択をされた札幌工業高校の予算措置が次回の第４回定例会であるのであれば、同様に、大空高校の取組に対しても、独自に予算措置をすべきと考えるわけでありますが、知事及び教育長の所見を伺います。

また、支援の一つとして、同様に、類型３の多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保で採択をされました有朋高校の協力校とするなど、より重層的な支援を講じていくべきと考えるわけでありますが、今後の対応について再度所見を伺い、前向きな答弁に期待を申し上げまして、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の再質問にお答えいたします。

最初に、道の要請に係る国等の取組状況についてでありますが、道では、泊発電所３号機再稼働の同意に際し、国や北電に対して要請した事項に関する取組状況は把握しており、特定放射性廃棄物の最終処分や、ＧＸ産業集積に向けた取組など、政策テーマ別に道のホームページ等で情報発信を行っています。

道としては、こうした対応に加えて、国や北電への要請項目別にも取組を整理し、一覧できるよう情報発信することで、道民の皆様に対し、より丁寧な周知に努めてまいります。

次に、ネクストハイスクール構想への対応についてでありますが、道では、大空高校の取組は、全道の小規模校における、多様な学びに対応した学校づくりに資するものと考え、大空高校を拠点校に選定し、国に申請したところであります。

今後とも、道教委との緊密な連携の下、大空高校が目指す、地域に根差した取組を実現できるよう、まずは、町や高校のニーズを丁寧に伺いながら、事業の再構築に向けて協議し、地域づくり総合交付金などによる支援も念頭に、どのような支援が必要か、検討を深めてまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　教育長。

○教育長中島俊明君（登壇）赤根議員の再質問にお答えいたします。

大空高校への支援についてでありますが、今回申請いたしました小規模校における地域と連携した多様な探究学習などの大空高校の取組は、全道の小規模校における教育活動の改善充実に資するものと考えております。

道教委といたしましては、改革先導拠点となった有朋高校が取り組む多様な学習ニーズに対応した教育ネットワークとの連携や、現在、国が検討している、高校教育改革を加速するための新たな支援制度の活用など、大空高校の教育活動の充実が図られるよう、知事部局と連携し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　赤根広介君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後３時21分開議

○議長伊藤条一君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

林祐作君。

○41番林祐作君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、副首都構想及び札幌一極集中への対応について伺ってまいります。

副首都構想を北海道全体の発展につなげるには、札幌市と道だけで議論をし、その内容を後から道内の市町村に説明する進め方では十分ではありません。

今後、市長会や町村会、経済界など、幅広い関係者との協議の場を設けることも必要でありますが、場を設けること自体が目的になってはなりません。

国の制度設計が固まっていない今だからこそ、各地域が、担いたい役割や期待する機能を持ち寄り、当事者として議論に加わることが重要であります。

例えば、旭川市では、防災庁の地方拠点、さらに離宮誘致構想、この二つの誘致を目指しておりますけれども、旭川市は、特に災害リスクが国内でもトップクラスに低いことから、防災、危機管理、別の地域はそれぞれの強みを生かした機能を担う、こうした議論を北海道全体の構想へ反映してこそ、副首都の効果を全道へ波及させることができます。

東京一極集中の是正を目指しながら、北海道の中では札幌への一極集中がさらに進んだということは絶対にあってはなりません。

そこで、知事に伺います。

今後の協議の場を単なる情報共有や情報交換にとどめず、道内各地域の役割分担や、国に求める内容について、市長会や町村会、中核都市、経済界などが、構想形成、意思形成の段階から実質的に参画できる仕組みとすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、外国人及び外国資本をめぐる諸課題について伺います。

人口減少が進む北海道において、外国人との共生は、今後さらに向き合っていくべき課題であります。歴史や文化、風習が違っても、日本に適応し、地域と友好関係を築く外国人が多くおられる一方、不法就労、違法な開発や土地利用、無届け民泊、白タク、土地、森林、水資源をめぐる問題など、道民が不安を感じる事案も現実に起きております。

共生を進めるためにも、守るべきルールは守っていただく、そして、国籍にかかわらず、悪質な行為には毅然と対応する、この姿勢が必要であります。正直者が損をし、制度の隙を利用する者が得をすることを放置してはなりません。

北海道の土地、森林、水、地域の暮らし、道民の安心を守ることは、行政の責任であります。国の権限、別部署の所管で終わらせず、北海道として、実態を把握し、できることを実行する、その観点から伺ってまいります。

不法就労、違法開発、土地利用、民泊、白タクなどについて、各部局がそれぞれ把握するだけでは、本道で、何が、どこで、どの程度起き、何件が是正され、何件が未解決なのかという全体像は見えてまいりません。

知事として、こうした問題を横断的にどう把握しているのでしょうか。

外国人との共生を進めることと、ルール違反に国籍を問わず毅然と対応することを政策の両輪とすべきと考えますが、認識を伺います。

次に、不法滞在、不法就労への対応について伺います。

不法就労の取締り権限が入管や警察などにあることは承知しております。しかし、取締り権限がないことと、自治体として何もしないことは別であります。

茨城県では、外国人適正雇用推進室を設け、不法就労情報提供システムや通報報奨金制度を導入し、本年７月には不法就労防止条例を施行しております。

北海道でも、入管、労働局、警察などから得られる情報を基に、地域別、業種別の実態や傾向を把握し、道民や事業者からの情報を各機関へつなぐ仕組みを設けるべきであります。

また、道が発注、委託、補助する事業について、外国人を雇用する際の就労資格確認を事業者側に求める仕組みを検討すべきと考えます。

取締り権限がないという答弁にとどまらず、北海道として何ができるのか、知事の考えを伺います。

次に、法令に違反する開発、土地利用等への対応について伺います。

倶知安町巽地区では、約3.9ヘクタールの森林が無許可で伐採されるなどした開発の後、現在は別の事業者による新たな計画が進められております。

違法な開発が行われた土地が第三者に譲渡された場合、それまでの違法状態や是正措置はどのように扱われるのでしょうか。事業者を替えることで、違法開発が既成事実化されるようなことがあってはなりません。

旧事業者への是正措置の履行状況、新たな許可申請等への過去の違反状況の反映、また、事業主体が変わっても、違法な状態の解消までの一つの案件として追跡する運用を明確にすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、外国資本等による土地・森林取得後の利用実態について伺います。

９月15日、国は、外国人、外国法人による大規模な土地取得と外国法人等による森林取得の最新状況を公表いたしました。

令和７年７月から12月までの大規模土地取引では、外国人、外国法人による届出は、全国68件、124ヘクタール、このうち、北海道は19件、約57.9ヘクタールでありました。

また、令和７年の森林取得では、外国法人または海外居住外国人による50件、143ヘクタールのうち、北海道は32件、137ヘクタールであります。

一方、林野庁は、取得森林で取水や地下水採取を目的とした開発などはこれまで報告されていないとされております。

だからこそ、臆測ではなく、取得後に実際に何が行われているのかを把握することが重要であります。重要なのは、誰が取得したかだけではなく、取得後に何が行われているかであります。森林取得、国土利用計画法上の届出、伐採、開発、建築など、道が持つ情報を適法な範囲で関連づけ、取得後の利用状況を把握する仕組みを構築すべきであります。

特に、水源周辺、大規模な森林、災害リスクの高い地域などは、国籍だけを基準とせず、土地の性質、取得規模、利用目的、周辺への影響等に応じて継続的に確認する必要があると考えますが、見解を伺います。

地下水の保全と利用に係る新たな制度について伺います。

国では、地下水採取について、条例等の規制がない地域があることを踏まえ、全国的な実態把握と適正な保全、利用の仕組みを検討されております。

北海道には、公害防止条例による地下水採取の制度や、水資源保全条例による土地取引の事前届出、市町村独自の条例もございます。

今問われるのは、誰が、どこで、どれだけ、何の目的で地下水を採取しているのか、実態を十分に把握できているのか、そして、周辺への影響が懸念される場合に、実効的に是正できるのかということであります。

国の議論も踏まえ、既存制度を検証し、必要であれば、条例改正や新たな制度を検討するとともに、北海道の実情を国の制度設計にも反映すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

民泊、宿泊税等に係る実態把握と適正課税について伺います。

本年４月に導入された北海道宿泊税は、最初の申告納入期限を迎えました。税制度への信頼に不可欠なのは公平性であります。適法に営業し、納税する事業者だけが負担し、無届け営業や無申告の事業者が得するようなことは防がなければなりません。

現場からは、届出施設と同じ施設内に届出内容に含まれていないような大型な建物を設け、同じ敷地内だから使えるとして宿泊に利用させる事案や、水道水と地下水の配管を直接接続する、いわゆるクロスコネクションが疑われる事案も伺っております。さらに、こういった施設に対して通報しても、一つの予約サイトから削除されても別のサイトに掲載され、また通報する、その間にも予約が入り続けるなど、現場ではいたちごっこになっているとの切実な声が届いております。

また、海外で募集、予約、決済し、国内の系列事業者が宿泊や移動等を提供する、いわゆる一条龍と呼ばれる形態も指摘されております。

住宅宿泊事業者について、道が特別徴収義務者として把握している事業者数に対し、実際に申告した事業者は何件なのか、また、営業実績がありながら申告ができていない事業者をどこまで把握しているのかを伺います。

民泊は、仲介業者から届出番号ごとの営業実績が観光庁に報告され、自治体側で確認することができます。このデータと宿泊税の申告情報を照合し、無申告や乖離が大きいケースを行政側から抽出、確認する仕組みを構築すべきではないでしょうか。一条龍のような、海外で募集、決済される取引について、自治体だけでは十分に把握できない制度上の課題があるならば、その壁を明らかにし、海外プラットフォーム等を通じた情報把握や共有について、国に必要な制度整備を求めるべきであります。

さらに、国は、本年、地域の実情に応じ、民泊施設への騒音計や出入口カメラ、遠隔モニタリング、一定期間のデータ保存等を条例で義務づけることも考えられているとの考え方を示されました。生活環境への影響が顕在化している地域では、こうした手法を道条例へ取り入れていくことも検討が必要であると考えます。

届出や申告を待つだけの行政から、既に持っているデータをつなぎ、実際の営業・取引実態を行政側から検証する姿勢へ一段進めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

北海道における外国人をめぐる諸課題の推進体制について伺います。

ここまでの課題は、労働、入管、建設、森林、土地、水資源、観光、保健、税務、交通、警察など、多くの部局や関係機関にまたがっております。

私が求めているのは、新たな会議を増やすことではありません。一つの案件に、何が起き、どの部局が責任を持ち、どこまで是正され、何が未解決なのかを共通管理し、最後まで追跡する機能を道庁に持たせることであります。既存の体制にこの機能を加える形でも構いません。一定期間ごと、知事・副知事レベルで進捗を確認し、部局別の対応から案件単位の横断管理へ進めるべきであります。

そこで明らかになった制度の隙や法令上の空白については、北海道として整理し、国の制度改正にも反映させる、この仕組みを構築すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

スタートアップの創出、育成について伺います。

北海道には、食や農林水産業、観光、宇宙、再生可能エネルギー、半導体など、世界を相手にビジネスが展開できる大きな可能性があります。

しかし、北海道にはポテンシャルがあると言われ続けるだけでは、未来は変わりません。その可能性を新たな産業や雇用に変え、世界市場へつなげる企業を北海道自身が生み育てていくことが必要であります。

私は、先般、台湾を訪問し、台北市が、「Ｇｌｏｂａｌ　Ｐａｓｓ」などを通じて、海外の拠点や投資家、企業とのつながり、地元企業の海外展開を後押しする取組を学んでまいりました。

また、福岡市では、「Ｆｕｋｕｏｋａ　Ｇｒｏｗｔｈ　Ｎｅｘｔ」を中核に、行政、民間、投資家、起業家が集まり、創業から海外展開まで支援する環境をつくっております。

北海道でも、個々の補助制度やイベントにとどめず、知事自ら、世界の投資家や企業、スタートアップ拠点とのネットワークを築き、道内の起業家や企業に還元するとともに、道内各地域を実証や社会実装の場として活用し、世界を目指す企業を育てる仕組みに発展させるべきと考えます。

将来、北海道で起業すれば世界を目指せる、北海道から世界を代表する企業が生まれると、若い世代が夢を持てる地域を実現するため、スタートアップの創出、育成を北海道の成長戦略の柱として位置づけ、知事自身が先頭に立って取り組む考えについて所見を伺います。

続いて、森林整備の促進について伺います。

本道の豊かな森林を将来に引き継ぐには、利用期を迎えたカラマツやトドマツなどの人工林資源を道産木材として有効に活用し、伐採後は着実に植林して、次の世代の資源として育成することが必要であります。

北海道では、伐採に対する植林の面積割合が89％と、全国の29％を大きく上回っております。また、造林作業の省力化など、スマート林業を進める上でも大きな可能性があります。こうした

強みを生かし、伐採やその後の植林面積をさらに押し上げ、道の林業を成長産業へとしていくためには、国の方向性をしっかりと鑑み、戦略的に公共予算等を確保しながら、森林整備の効率化に取り組むことが重要であります。

道として、植林をはじめとした森林整備の促進に向け、どのように対応するのか、伺います。

次に、交通政策について伺います。

我が会派の代表質問で、知事からは、地域交通の在り方を検討し、データ基盤の整備や支援制度の検討、輸送資源のフル活用などを進めるとの答弁がございました。

旭川市や周辺地域には、市内、広域のバス路線、教育、福祉など、様々な輸送モードが混在しており、新たな施策を展開する上でモデルとなり得る地域だと考えます。

道は、今後、関係自治体や事業者とどのような議論を進め、地域交通の在り方を検討していくのか、所見を伺います。

次に、黄線区における地域協議について伺います。

ＪＲの黄線区問題が表面化してから10年が経過する中、沿線自治体をはじめ、多くの住民や関係団体は、今も鉄道の維持・活性化に向けて協力を続けております。その成果は、ＪＲにとって小さく見えるものかもしれませんが、沿線が鉄道に寄せる思いまで小さいわけではございません。

地域との協議に臨む環境づくりは、ＪＲが丁寧に行うべきであり、それがあって初めて、北海道には、沿線の思いを受け止め、事業の抜本的改善対策の取りまとめに向けて主体的に国やＪＲと調整する役割が期待されます。

旭川は、交通の要衝として、宗谷線、石北線、富良野線の３線区の利用促進や協議に参画してまいりました。

昨日のＪＲ社長の会見を踏まえ、黄線区問題に係る地域の関わり方も変化する中、道として、今後の地域協議に向け、どのような役割を果たすのか、所見を伺います。

最後に、統合型リゾートについて伺います。

本日は、先日亡くなられた故清水拓也道議に成り代わる思いで、北海道におけるＩＲの実現について、知事に伺います。

清水(拓)議員は、生前、北海道でのＩＲの実現に並々ならぬ思いを持っておりました。何度も、幾度となく語り合ってまいりましたが、いつも話していたのは、ＩＲは、子どもから大人までわくわくするようなものにしなければならない、カジノありきでは駄目なのだということであります。

家族や子どもたちが楽しめるテーマパークや、日本の漫画、アニメを活用したエンターテインメント、北海道の雪、冬だからこそ実現できるアトラクションがあり、そこを訪れること自体が北海道へ来る目的となって、全道各地へ人が動いていく。一方、カジノは、厳格な入場管理やギャンブル等依存症対策を徹底する。単なるカジノ施設ではなく、道民が、こんな場所が北海道にできたらいいなと思える北海道らしいＩＲ、それが清水拓也議員の描いていた姿であります。

このたび、道は、ＩＲに関する基本的な考え方の改訂・案で、「明瞭な四季と豊かな自然に囲まれたリゾート型ＩＲ」と「北海道全土で一つのＩＲ」という方向性を示されました。パウダースノーや自然、食に加え、半導体、ＡＩ、ＧＸなど新たな産業もつなぎ、世界から人や投資を呼び込み、その効果を全道各地へ波及させる、この考え方は清水(拓)議員が思い描いていた北海道らしいＩＲと重なります。

知事は、これまで、来るべきときには挑戦できるよう、所要の準備を進めると答弁され、今回の代表質問では、基本構想の策定に着手する考えを示されました。これは、大きな一歩であると思います。

しかし、基本構想を策定するだけでは、実現にはつながりません。ＩＲは、巨額な民間投資を必要とする事業であり、自治体や事業者が具体に動くには、北海道が本当に実現を目指すのか、知事自身の明確な意思が必要であります。

基本構想に向け、検討を進めることを契機に、北海道自ら、国内外へ働きかけ、自治体や民間企業との対話を進め、動きを引き出す段階に入るべきであります。人口減少や地域経済の縮小が進む今だからこそ、北海道にはこんな未来があると、道民が夢や希望を抱ける大きなプロジェクトを示すことも政治の役割であります。

そこで、故清水拓也議員に成り代わる思いで、改めて知事に伺います。

カジノありきではなく、子どもから大人までわくわくし、道民の多くが北海道の未来に夢や希望を抱くことのできる北海道らしいＩＲの実現に向け、知事自らがその意思を明確に発信し、自治体や国内外の事業者との対話、民間投資の呼び込みを進めていく必要があると考えますが、今後どのように先頭に立って取り組んでいくのか、その決意を伺い、私の一般質問を終えます。

（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）林議員の質問にお答えいたします。

最初に、副首都についてでありますが、道では、市長会や町村会に対して、法律の概要や副首都としての適性などを御説明し、それぞれ理事会を開催いただき、賛同を得ているとともに、全道の市町村を対象にウェブ会議等を通じて情報提供し、疑問点にもお答えするなど、道の考え方について理解が得られるよう努めてきたところであります。

今後は、機会を捉え、首長との意見交換を行うことに加え、振興局を通じて市町村の意向を把握し、地域ごとにどのような役割を担っていくかを検討するほか、国の制度設計の進捗に応じ、市長会、町村会をはじめ、関係団体の方々とも連携して協議の在り方も検討するなど、本道全体で副首都の実現に向けて検討準備に取り組んでまいります。

次に、外国人の方々との共生についてでありますが、人口減少が進む中、海外の需要や人材を呼び込むことは、本道経済の持続的な発展に欠かせない要素となっている一方で、こうした活力を受け入れる地域が抱く、不法就労といった事案に対する不安にも対応していくことが必要です。

こうした事案については、それぞれ関係する法令が異なり、国や警察が所管する事案もあることから、道において一元的に全ての件数や対応状況を管理することは難しいものの、法令や制度の所管部局において、国をはじめとした関係機関の皆様とも連携し、実態の把握や必要な指導等を行ってまいりました。

道としては、外国人の方々との共生を進めることと、国籍にかかわらず法令等を遵守してもらうことは、いずれも重要と認識しており、今後とも、日本人と外国人の方々が互いを理解し、共に安全、安心して暮らすことができる社会の実現に向け、関係機関の皆様と連携して取り組んでまいります。

次に、違法な開発行為の抑止等についてでありますが、適正な土地利用の確保に向けては、関係法令等を広く周知し、事業者自らの適切な対応を促す未然防止の取組とともに、行政が違法な開発行為を早期に把握し、迅速な対応につなげていく事後抑止の取組が重要であります。

道では、土地所有の情報と土地利用に関する法令等の手続状況を連携させ、利用目的の変更も把握できる仕組みを、国に対し要望するほか、関係法令などの運用を見直しし、地域の現状をよく知る市町村との連携や、違法な開発、建築等に関する通報窓口の設置など、現状の早期把握に向けた対応を強化したところであり、今後も、国に効率的な実態把握の仕組みづくりを継続して働きかけるとともに、関係部局や市町村の連携の下、土地開発の進捗に応じて情報共有を図りながら、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。

次に、関係部局間の連携についてでありますが、近年、在住外国人の方々が増加する中、不法行為等の当事者の国籍にかかわらず、法令に基づき、適正に対応することが一層重要であり、あわせて、外国人の方々に日本の法令等への理解を深めてもらうことも必要であります。

道では、これまで、複数の法令に抵触した事案の発生があった場合などについて、法を所管する複数部局が、庁内はもとより、国や市町村とも連携を図りながら、解決に向けた取組を進めてまいりました。

道としては、引き続き、市町村や関係団体の皆様と連携し、外国人の方々に地域のルールやマナーについての啓発を行うとともに、社会的な影響が大きい事案が発生した場合は、全庁が連携を密にし、認識を共有した上で、各法令の中でできることを徹底して行っていくほか、こうした横断的な課題への対応を進める中、現行制度では十分に対応できない課題が明らかになった場合に、国に対し見直しを求めるなど、国籍にかかわらず、全ての道民の皆様が安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、スタートアップへの支援についてでありますが、本道に優位性のある分野において、先端的な技術や革新的なアイデアを有するスタートアップが生まれ、成長していくことは、本道経済の活性化はもとより、人手不足など、地域が抱える課題の解決に向けても重要と認識しています。

このため、道では、道内各地域でのワークショップ開催や、専門家の方々による伴走支援等により、スタートアップの創出、育成に努めてきたところであります。

今後は、札幌市などが参画する「ＳＴＡＲＴＵＰ　ＨＯＫＫＡＩＤＯ」の枠組みを活用し、このたび協定を締結した大阪府や他の自治体とも連携を図り、各種イベント等を通じた相互交流を進めながら、先端的な技術を社会実装につなげるため、道内各地の実証フィールドとのマッチングを促進し、新たな市場の獲得と地域課題の解決に取り組むとともに、海外の投資家の方々を招聘した交流イベントの開催や、国際的な展示会への出展などにより、オール北海道で道内スタートアップの創出から成長に向けた取組を積極的に展開し、本道経済の活性化につなげてまいります。

次に、ＪＲの黄線区についてでありますが、旭川市においては、富良野線、宗谷線、石北線の３路線が結節する道北の鉄道交通の中核として、各線区の実行委員会に参画し、鉄道の利用促進に向けた様々な取組を行っており、今後においても、各線区の沿線自治体とともに積極的に取組を進めていくものと承知しております。

こうした中、昨日、ＪＲ社長から、黄線区の協議開始に向けた考えなどについて説明があり、国及びＪＲから、道に対し、国の主体的な関与の下、設置する新たな協議の枠組みについて協力要請があったところでありますが、私としては、新たな枠組みにおける今後の協議の進め方や内容などについて、国やＪＲ等の考えを確認した上で、広域自治体としての対応を検討してまいります。

最後に、統合型リゾート、いわゆるＩＲについてでありますが、このたびお示しした基本的な考え方では、北海道の価値や強み、優位性を踏まえたＩＲコンセプトとして、明瞭な四季と豊かな自然に囲まれたリゾート型ＩＲと設定し、北米、欧州とアジア・太平洋地域の交流ハブを目指すほか、北海道の価値を生かしたＩＲ、地域とともに発展し、未来をつくる持続可能なＩＲを基本理念とし、その中で、カジノ以外の中核施設の重要性を位置づけており、道民の皆様をはじめ、幅広い客層の方々が楽しめる、北海道にこれまでにない新たな魅力をこの施設により創出することが大変重要であると考えております。

道では、道民の皆様はもとより、事業者の方々の関心を高めていくため、コンセプトや中核施設の機能などの北海道ＩＲの方向性について、今後の検討課題と併せて幅広く情報提供するとともに、事業者や市町村の方々との意見交換を通じ、民間の様々な知見を生かした創意工夫の下で、ＩＲの具体化に取り組むこととしています。

私としては、こうした取組を通じ、道民の皆様の理解を促進しながら、次の段階となる基本構想に向け、基本的な考え方でお示しした課題解決に道筋をつけていけるよう取り組み、北海道ＩＲの可能性を着実に追求してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君。

○総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君（登壇）外国人材の適正な雇用に向けた取組についてでありますが、外国人材の不法就労を防止するには、各企業において適正な雇用管理を行う

ことが重要であり、関係法令等への理解をより一層深めてもらうことが必要であります。

道では、これまで、札幌出入国在留管理局や北海道労働局と連携し、外国の方を雇用する企業の皆様向けのセミナー等を開催し、雇入れ時の在留資格確認の徹底など、必要な取組について注意喚起いたしますとともに、国の公表資料や、関係機関で構成いたします会議等を通じ、定期的に道内の不法就労者数等を把握しておりまして、直近の令和７年は26名となる中、引き続き、様々な機会を通じた啓発活動を実施してまいります。

なお、道では、企業による従業員の不法就労が確認された場合、競争入札への参加を制限する等の措置を講じることとしておりまして、こうした措置も適切に運用することで、道内における外国人材の適正な雇用の促進を図ってまいります。

○議長伊藤条一君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）法令違反への対応についてでありますが、倶知安町巽地区の違法開発につきましては、昨年６月の工事停止の勧告以降、違反行為を行った事業者に対し、関係法令に基づく是正指導を行っており、これまで植栽工事や応急的な防災工事などの是正が図られてきたところです。

道では、新たな事業者が許可申請を行う場合、旧事業者が行った全ての違法状態の解消を確認した上で、適正に審査を行うこととしており、昨年11月に改正した違反事務取扱要領等に、こうした事案への対応につきましても反映することを検討してまいります。

道としては、引き続き、法令の適正な運用を徹底するとともに、違反事案の未然防止や早期把握に努めるほか、悪質な事業者に対しては、監督処分等を迅速に行うなど、厳正に対応してまいります。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）地下水など水資源の保全等についてでございますが、道では、水資源保全条例に基づき、市町村と連携しながら取組を進めてきた中、地下水の採取に関しましては、規制の実効性を確保する観点から、全国統一での法令等による対応を国に要望し、国の有識者会議からも、法制度を含め検討すべきとの提言が公表されたところでございます。

また、道内では、市町村の条例で地下水採取を規制しているのは８団体で、新たに規制の強化を求めている市町村は全体の約２割となっており、国ともその内容を共有したところでございます。

今後、有識者からの提言を踏まえた国の検討状況を注視するとともに、道の水資源保全審議会の皆様に、国の動向や条例の施行状況について御意見をお伺いし、条例の運用等も含め、地下水の保全に関する課題について検討するなど、適切に対応してまいります。

○議長伊藤条一君　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○経済部観光振興監後藤知佳子君（登壇）民泊の実態把握などについてでございますが、道が直接徴収する宿泊税のうち、特別徴収義務者として把握している住宅宿泊事業者は、休業などを除

き、８月末時点で463者、申告があったのは400者で、不申告事業者には、電話や文書により申告を促しているほか、定期報告情報などを活用し、申告指導などを行うこととしております。

また、無許可・無届け営業を行っている宿泊施設を把握した場合は、関係部局が連携して現地確認などにより対応を行っているほか、住宅宿泊事業の実施による住民の生活環境への影響については、今般の国の技術的助言を踏まえ、影響の有無やその対応の必要性について、各市町村の意向や実態の把握に努めているところでございます。

今後につきましては、現在、国が進めている各種民泊データを一元管理し、違法民泊を仲介サイトから削除する新システム構築の動向なども注視しながら、関係部間でさらに連携を強化し、地域と調和した民泊の推進が図られるよう、必要な検討を進めてまいります。

○議長伊藤条一君　水産林務部長野村博明君。

○水産林務部長野村博明君（登壇）森林整備の促進についてでありますが、本道の利用期を迎えた人工林資源を将来にわたり循環的に利用するためには、森林整備の効率化を進めながら、木材の増産を図るとともに、伐採後の着実な植林を確保することが重要であります。

道では、これまで、先進的な林業機械の導入や、植林作業の省力化にも資するコンテナ苗の生産施設整備への支援、機械による植林・下草刈り作業の省力化効果の実証などに取り組んできたところであります。

道といたしましては、スマート林業のモデル的な取組の実績や、伐採面積に対する植林面積の割合が全国と比較し高いことなど、国に本道の優位性を伝えながら、予算の確保を求めるとともに、引き続き、効率的な森林整備を一層促進するなど、本道林業の成長産業化につなげてまいります。

○議長伊藤条一君　総合政策部交通企画監斎藤由彦君。

○総合政策部交通企画監斎藤由彦君（登壇）地域交通の在り方検討についてでありますが、道では、地域交通の維持確保に向け、上川地域等において、国や地域の関係者とともにバス路線の重複解消や乗り継ぎ拠点における施設整備などを進めてきましたが、道内では、交通空白といった課題が顕在していることから、公共交通のみならず、地域のあらゆる輸送資源を総動員した、さらなる地域交通の最適化に取り組んでいくことが重要と認識しております。

道といたしましては、今後、上川をはじめとする圏域単位における輸送資源のフル活用に向け、地域交通としての運用状況を調査するとともに、整備を進めているモビリティーデータ基盤の活用を見据えながら、市町村をはじめとした幅広い関係者がデータ等に基づく議論を進め、地域の実情に応じた輸送資源の活用方策を具現化できるよう、地域が主体となった取組を後押しする環境を構築し、持続的な地域交通の確保に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　林祐作君の質問は終了いたしました。

中村守君。

○26番中村守君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、通告に従いまして、以下、知事及び公営企業管理者に伺います。

初めに、民族共生象徴空間 ―― ウポポイについてであります。

ウポポイは、アイヌ文化の復興、創造、発展のための拠点となるナショナルセンターであり、先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴となる重要な施設としてオープンしており、今年の７月で早くも７年目を迎え、この間、来場者数は187万人を超えております。

私の地元・苫小牧市では、子どもから大人まで楽しむことができるアイヌ文化に関する人形劇を開催し、参加者を対象にウポポイを訪問するバスツアーを実施するなど、様々な取組を行っており、他の地域に比べると、アイヌ文化に親しみを感じている人が多いのではないかと思います。これから、アイヌ文化への理解を幅広く進めていくためにも、さらに国内外の多くの人に来場してもらい、アイヌ文化の多彩な魅力に触れ、楽しみながら、興味、関心を高めてもらう必要があります。

2025年度に道内を訪れた観光客が4600万人を超え、このうち、特に外国人観光客数が330万人を超えて過去最高となるなど、旅行者が大きく増加しております。このような中で、入場者数、年間100万人を目指す取組が重要と考えます。

今後、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

次に、省エネ・新エネ促進行動計画についてであります。

道内の再エネ施設導入に当たって、自然環境などとの調和が課題となっており、ゼロカーボン北海道の実現に向けた北海道地球温暖化対策推進計画も踏まえ、地域との共生のほか、新技術や先進事例の取り込みなど、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の下、省エネ・新エネ施策に取り組むべきと考えます。

今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、次世代型太陽電池についてであります。

次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池は、薄型、軽量で柔軟性を有することから、従来の太陽電池では設置困難であった場所への導入など、設置場所の自由度が高いことが特徴であり、新たな再生可能エネルギーの導入手段として期待されております。

このため、我が党は、さきに苫小牧市内にある関連施設を視察してまいりました。

現在、国において、次世代型太陽電池戦略に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向け、官民が連携し、量産技術の確立、生産体制の整備、需要の創出を三位一体で進めることとされております。

こうした国の取組が進められている中、本道は、太陽光発電の導入ポテンシャルが全国一とされており、ペロブスカイト太陽電池についても、こうした地域特性を生かした新たな再生可能エネルギーの導入手段として、その可能性が期待できると考えております。

道においては、これまで、企業局において、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、ペロブスカイト太陽電池など、次世代のエネルギー技術について取組を進めていると承知しております。

現在の取組状況や今後の進め方について所見を伺います。

次に、札幌医科大学の人材確保・育成についてであります。

札幌医科大学は、これまでも、優秀な医療人を育成、輩出し、地域への医師派遣など、北海道の医療に多大な貢献をしてきているものと承知しております。

さきの第２回定例会予算特別委員会の我が党の質問において、先端研究や高度医療の提供などの推進について質問してきたところですが、こうした先端研究や持続可能な地域医療提供体制を確保していくためには、北海道の将来を担う優れた医療人材の確保育成を一体的に進めることが必要と考えます。

札幌医科大学では、少子化による影響などから、受験者の減少などといった課題を受け、これまで、入試制度の見直しに向けた検討が進められております。

しかしながら、人材の確保には、入試制度の見直しに加えて、医師を志す人材が入学したくなるような大学をつくり上げていくことが大変重要であると考えます。

それには、大学本来の教育機関としての魅力をなお一層高めるとともに、医療分野では、最高レベルの研究機関として、教育や研究環境の充実、さらには、留学制度をはじめとする具体的なキャリア支援体制の強化など、様々な視点からの取組が求められているものと考えます。

こうした札幌医科大学の魅力を、今後、どのように発信し、本道医療の将来を担う医療人材をどのように確保育成していくのか、知事の所見を伺います。

次に、医療・福祉問題についてであります。

近年、道内の救急搬送人員は増加傾向にあり、今後もさらに増加が見込まれる救急需要に対応しつつ、重症、重篤な患者の救命につなげる救急医療体制の確保は非常に重要であると考えます。

道では、初期救急から３次救急まで、体系的な救急医療体制を整備しているところでありますが、中でも、道内に13か所ある救命救急センターにおいては、重篤救急患者の救命医療を行う３次救急医療を担っており、この役割は極めて大きいものと考えます。

しかしながら、私の地元である苫小牧市を含む胆振地域や隣接する日高地域は、３次医療圏としては道央圏に位置づけられているものの、救命救急センターは設置されておらず、札幌市内に集中している状況であります。

広域分散型で医療資源が偏在する本道の状況も踏まえて、救命救急センターをはじめとする救急医療体制の整備について、道として今後どのように進めていく考えなのか、所見を伺います。

次に、ドクターヘリの運航体制確保についてであります。

ドクターヘリは、広域分散な本道において、限られた医療資源を効率的に活用し、かつ、地方部にお住まいの方々の命を守る上で重要な役割を果たしております。

このような中、全国的には、運航に必要な人材不足を要因として、ドクターヘリなどの運航停止の動きも見られると承知しております。その背景には、航空業界全体の人材不足があるとされております。

我が党としては、現在のドクターヘリ４機体制を堅持しつつ、充実させることが必要と考えて

おり、北海道内における救急医療体制を守り続けていくためには、人材の育成を含めた運航体制の確保が重要と考えます。

道は今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、障がい者支援についてであります。

厚生労働省の発表では、令和６年度に全国で障がい者虐待と判断された件数が4204件でありました。

道内でも、今年５月、障がい者支援施設において、入所者への暴行により職員が逮捕される事件が発生したほか、全国的にも障がい福祉サービス事業所における虐待の報道がされております。

このような中、道は、６月に、障がい者支援施設の入所者や職員を対象に、虐待の実態把握のアンケートを行い、今月、その結果を公表し、少なくない入所者の方々が職員から虐待を受けていたと報告されました。

虐待防止に有効な対策を問うと、相談体制や職員の配置基準の見直しなどが挙げられております。道として、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、障がい者の支援施設の体制整備などを進めていくべきと考えます。

道の認識を伺うとともに、今後の取組について伺います。

次に、農業問題についてであります。

国は、米不足による米価高騰を抑制するため、政府備蓄米を緊急的に放出したことにより、現在の在庫量は適正水準の100万トンを大きく下回っていることから、災害など不測の事態に対応できないおそれがあります。

食料安全保障の観点からも、国は、政府備蓄米の在庫水準を早期に回復させることが必要と考えますが、道の所見を伺います。

次に、メルコスールとのＥＰＡ交渉についてであります。

国は、メルコスールとの経済連携協定、いわゆるＥＰＡの交渉を開始することを決定しましたが、最も影響が大きい分野の一つに農業があります。

メルコスールには、ブラジルをはじめ、農畜産物の生産が盛んな国が加盟しており、交渉次第では、本道の基幹産業である農業や関連産業等に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、農業者をはじめ、関係機関・団体などからは、交渉の先行きに対して不安の声が聞こえております。

道は、こうした状況を踏まえ、今後どのように対応していく考えなのか、所見を伺います。

次に、農業・農村整備についてであります。

本道の農業、農村は、我が国の食料安全保障を支える重要な役割を担っております。

こうした中、農業従事者の高齢化や、近年の高温などの気候変動への対応も求められるなど、安定生産の確保が大きな課題となっており、限られた担い手で安定的な農業生産を行っていくためには、農作業の効率化など、生産性向上を図るとともに、気候変動に対応した農業生産基盤の

強化を進める農業・農村整備を着実に推進していく必要があると考えます。

道は、今後、農業・農村整備にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、道央都市圏の交通体系についてであります。

道路ネットワークをはじめとする交通体系は、広域分散型の本道において、物流面をはじめとして、医療面や観光面などにおいて重要な役割を果たしており、とりわけ、道路は、各地域と空港、港湾などを結ぶ交通結節機能を有しており、欠かすことのできないインフラと考えます。

道と札幌市は、2025年度から、共同で、札幌市を含む12市町村を圏域とする道央都市圏において、道央都市圏都市交通調査を進め、2028年度に、道央都市圏の都市交通の将来的な在り方を示す予定と伺っております。

2009年度に策定した前回の都市交通マスタープランでは、中心都市・札幌と、私の地元でもある国際拠点港湾である苫小牧港から新千歳空港などを結ぶネットワークを広域交流連携軸や、新幹線の札幌延伸や都心アクセス強化道路軸等と位置づけ、物流、人流の効率化や円滑化を目指すとされており、着実に各種整備が推進されているものと承知しております。

こうした中、道央都市圏は、この20年で社会経済情勢は大きく変化し、中でも、多くの外国人旅行者が訪れる国際的な都市圏に成長しており、先日、札幌市が公表した、観光動向に関する調査結果によりますと、2025年度に札幌を訪れた観光客は約1605万人で、外国人宿泊者数は約249万人とのことです。

また、訪日外国人流動データによりますと、道内における外国人の移動のうち、レンタカーによる移動は徐々に増加し、現在２割ほどを占めている一方、交通事故増加の懸念があるほか、ＳＮＳ等の情報により、外国人の訪問先は多種多様になっており、行きたい場所へのアクセシビリティーが十分確保されていないのではといった、地元で把握し切れていない課題もあるものと考えます。

今後、ますます増加する外国人観光客への対応は、観光立国・北海道を目指す本道において極めて重要です。

道央都市圏の都市交通の将来的な在り方を検討するに当たり、ＡＩ・ＤＸ産業の集積、札幌駅周辺の再開発などの都市の将来像を見据えることはもちろんですが、さらなる増加が見込まれる観光客の交通課題についてもしっかりと把握した上で、道路ネットワークをはじめとする都市交通の在り方を検討すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、住宅政策についてであります。

国が公表している建築着工統計調査によりますと、道内の住宅の着工数は年々減少し、この10年で36％の減少となっており、このような状況の中、今年の中東情勢の緊迫化によるナフサ不足の影響により、さらなる着工数の減少が懸念されております。

また一方で、住宅・土地統計調査によりますと、本道の空き家率は15.6％となり、空き家活用が重要な課題になっていることから、住宅業界では、新築住宅市場から住宅リフォーム市場への移行が始まっております。

道では、昭和63年から北方型住宅の普及に取り組むことで、寒冷地住宅の品質向上を図り、高性能な住宅の普及に取り組んできたと承知しておりますが、住宅価格が上昇し、既存住宅の活用が課題となっている中、誰もが手頃な価格で住まいを確保するために、道は今後どのような住宅政策を進めようとしているのか、所見を伺います。

次に、災害対策についてであります。

今日、熊本地震をはじめ、全国各地において、線状降水帯の発生など、記録的な短時間大雨により、住宅や車両などの浸水被害が相次いでおりますが、これら、いつ、どこで発生するか分からない災害に対し、関係機関がなお一層連携し、万全の体制を構築しなければならないものと考えます。

特に、本道では、切迫性が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺の巨大地震により、甚大かつ広範な津波被害がもたらされるとされており、このような中で、命を守るための早急な対策が求められております。

この点について、津波避難対策の特別強化地域の一つとして指定されている地元の苫小牧市は、より多くの避難先が必要であることから、私は、これまで、道立施設などを避難施設として活用すべきではないかと提案し、関係者間で調整が進められているものと承知しておりますが、今後、道立施設はもとより、一つでも多くの民間の既存施設を利用するなど、津波避難施設の設定に積極的に取り組むべきと考えます。

海溝型による巨大地震からの被害を最小限に食い止めるためにも、津波避難タワーなど津波避難施設の整備が重要と考えます。

現在の道内における整備状況と、地震・津波対策について、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、津波避難についてであります。

津波警報が発表された令和７年７月のカムチャツカ半島沖で発生した地震では、避難指示が出された一部の地域において、車避難による渋滞が発生しました。

道の地域防災計画では、津波からの避難については徒歩を原則としておりますが、広大な本道においては、地理的条件も異なるほか、ふだん車を使っている高齢者の避難など、一律の避難計画では十分に対応できないものと考えます。

苫小牧市においても、カムチャツカ半島沖地震の際、苫小牧西インターチェンジ付近で渋滞が発生したことを受け、一昨日、苫小牧警察署が苫小牧市の協力を得て、車両の混雑状況等を検証し、高齢者などが優先して車両避難できるよう呼びかけを行うため、車両避難訓練が実施されたと聞いております。

津波からの避難には、地域における検証やルールづくりが重要であると考えますが、道の見解を伺います。

次に、道路などの維持管理についてであります。

国は、令和７年度に全国で発生した道路の陥没が１万1227件、道内においては1259件に上った

との集計結果を発表されました。道路排水施設に起因する事例が41％と、老朽化した側溝や水路が破損し、地盤が緩んで陥没するケースが最も多い結果となりました。

道路や橋梁などの公共土木施設は、地域住民の生活に密接しており、広大な本道において、道路は、圏域間や市町村を結び、地域の生活や産業にとって欠かすことのできないインフラであり、本道を周遊する観光客においても非常に重要な公共施設であることから、道路陥没事故を未然に防ぐことや、老朽化する施設などの維持管理について、国や市町村との連携や必要な予算の確保など、道路管理者として今後どのような取組をしていくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中村議員の質問にお答えいたします。

最初に、再エネの導入促進についてでありますが、道では、再エネの導入促進に当たっては、自然環境との調和など、地域との共生の視点が大変重要と認識しています。

こうした認識の下、道では、昨年度改定した北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、後半期の推進方針として、法令遵守はもとより、不適切な事業には厳格に対応するとともに、地域へのメリットを含む地域との共生を明確化し、良質なＧＸ投資を促進するほか、ペロブスカイト太陽電池などの新技術の普及、活用について、大学、道総研、企業局等と連携し、これを積極的に進めることなどを掲げています。

道としては、今後とも、計画後半期における取組を加速させ、環境と経済が好循環するゼロカーボン北海道の実現を目指してまいります。

次に、地域医療に貢献する医療人材の確保などについてでありますが、札幌医科大学は、道立の医科系総合大学として本道の医療提供体制の確保に大きな役割を担っており、こうした役割を適切に果たしていくためには、教育、研究の拠点として魅力を高めるとともに、大学の使命、魅力等を積極的にアピールすることによって、学生や医師をはじめとする医療人材の確保につなげていくことが重要です。

このため、札医大においては、最先端の研究成果や高度医療の実績、医師派遣をはじめとする地域貢献など、特色ある取組を大学ホームページやＳＮＳ等の様々な広報手段を活用しながら、国内外に効果的に発信するとともに、留学支援を通じた海外の大学、研究機関の方々との連携や、国際的、先端的な研究の推進など、学生のキャリア形成を支援する教育・研究環境を一層充実させていくこととしています。

道としては、札医大が、こうした取組を通じ、本道の地域医療に貢献する医療人材を確保育成し、今後とも、本道医療における役割を果たしていくことができるよう、必要な支援を行ってまいります。

次に、政府備蓄米についてでありますが、不作による米不足などの緊急事態に備える政府備蓄米の在庫量は100万トン程度を適正水準とされる中、昨年の緊急的な放出により、現在の在庫量は32万トンと、適正水準を大きく下回っている状況であります。

国においては、令和８年産米を21万トン買い入れるとともに、昨年放出した備蓄米については、本年産の作柄などを踏まえ、米が十分に供給されることが確認されたことから、７年産米について21万トンの買戻しを進めるほか、引き続き、今後の需給状況等を見定め、適正水準に向けて着実に回復を進めていくこととしています。

道としては、昨年の備蓄米の放出を踏まえ、食料安全保障の観点から、早期に在庫量を適正水準まで回復することが必要と考えており、今後とも、生産者の皆様が安心して米の生産に取り組めるよう、政府備蓄米の在り方について、国に求めてまいります。

次に、道央都市圏の交通体系についてでありますが、圏域内においては、近年、外国人観光客の方々が大きく増加し、訪問先の多様化が進み、レンタカーなどの新たな交通需要が発生するといった社会情勢の変化が見られるところであります。

このため、今年度、道と札幌市が共同して、外国人観光客等の方々を対象に、新たな移動需要や、空港、鉄道などの交通結節点における課題等を把握する実態調査を実施しているところであります。

道としては、ＧＸやＡＩ・ＤＸ関連産業の集積や北海道新幹線の札幌延伸といった道央都市圏の将来像を見据えながら、観光実態調査の結果も踏まえ、国や札幌市、関係市町村等と連携し、安全、快適な都市交通体系の在り方について、検討してまいります。

次に、住宅政策についてでありますが、人口減少や昨今の住宅価格の高騰などにより、新築住宅の着工数が減少してきていること等を踏まえ、道としては、本道の住宅市場の活性化のためには、空き家を含めた既存住宅を改修し、有効活用していくことが重要であると認識しています。

このため、道では、昨年度から、住宅所有者の皆様に対し、建築士であるアドバイザーが効果的な改修の助言などを行う北海道住宅リフォームサポート制度により、その普及推進に取り組んでいるところであります。

道としては、現在見直しを進めている北海道住生活基本計画において住宅リフォームの推進を位置づけ、市町村や関係団体の方々と連携し、省エネ性能や耐震性能を向上させる性能向上リフォームの促進などにより、既存住宅の有効活用に取り組んでまいります。

最後に、津波からの避難についてでありますが、災害時における自動車避難については、昨年７月に発生したカムチャツカ半島付近の地震を踏まえた国の有識者会議において、津波からの避難は、徒歩避難を原則としつつ、やむを得ずに自動車で避難せざるを得ない場合には、市町村において、あらかじめ安全に避難できる方策を検討するよう示されたところであります。

このため、道では、市町村における避難方策の検討が進むよう、地震、津波の専門家の方々を市町村へ派遣し、現地視察に基づく市町村の特徴に合わせた避難方法や車避難に係るルールづくりに関する助言を行うなど、市町村が抱える課題解決に向けた取組を進めてきたところであります。

道としては、これまでの津波警報等への対応のほか、地域における取組を共有するなど、市町村や防災関係機関の方々と連携し、道民の皆様が安全かつ確実に避難できるよう、地震・津波対

策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　環境生活部アイヌ政策監髙見里佳君。

○環境生活部アイヌ政策監髙見里佳君（登壇）ウポポイへの誘客についてでございますが、年間来場者数100万人に向け、国では、ウポポイ誘客促進戦略に基づく取組に加え、無料開放ＤＡＹや特別イベント等、各種施策を展開しておりますが、目標まで隔たりがあり、さらなる取組が必要と考えております。

道では、これまで、赤れんが庁舎にウポポイ紹介のコーナーを設置しましたほか、ファムトリップや、道内のアイヌ関連施設とウポポイをつなぐ親子向けのモニターツアーを実施し、その様子を様々なメディアを通じて幅広く発信するなど、誘客に取り組んできたところでございます。

さらなる誘客に向けて、ウポポイとして、週末には札幌からの直行バスツアーを運行するとともに、地域のイベントと連携した事業の実施等、来場者の皆様の利便性を高める取組を行っているところであり、道といたしましては、アイヌの歴史や文化に触れていただくイベントを開催し、ウポポイの様々な取組についても積極的にＰＲを行うなど、今後とも、国や関係機関と連携しながら、誘客促進に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）初めに、救急医療体制の整備についてでございますが、医療資源が偏在する本道におきましては、地域の救急医療機関が連携をし、質の高い効果的な救急医療体制を構築することが重要でございます。

このため、道では、医療計画に基づき、初期救急から３次救急までの体系的な医療体制や救急搬送体制の整備を進めてきており、現在、全ての３次医療圏に救命救急センターを整備し、重篤救急患者の救命医療といった３次救急の役割が十分に機能するよう、ドクターヘリなどの搬送手段も活用しながら広域的な対応も行っているところでございます。

道といたしましては、今後、新たな地域医療構想の策定に向け、北海道総合保健医療協議会での御意見もいただきながら、急性期医療の中心となる医療機関の選定を進めることとしており、引き続き、誰もがどこに住んでいても適切な救急医療が受けられるよう、必要な体制の確保に努めてまいります。

次に、ドクターヘリの運航体制についてでございますが、広大な面積を有する本道におきましては、ドクターヘリは救命率の向上などに大きな役割を果たしており、現在、４機体制で、道内全域をカバーしているところでありますが、国内の一部地域においては、整備士不足などによりドクターヘリの運航を休止する事態が生じており、運航を支える人材の確保が課題となっております。

国では、「救急医療搬送体制等のあり方に関する検討会」を開催し、整備士、操縦士の確保や、患者搬送に関する諸課題への対応について検討を進めており、道といたしましては、運航事

業者と緊密に情報交換を行うとともに、全国知事会とも連携しながら、国に対し、人材確保の取組の推進などについて要望するなど、本道におけるドクターヘリの安定的な運航体制の確保に努めてまいります。

次に、障がいのある方への支援についてでございますが、本年５月、道内の障がい者支援施設において発生した虐待事案を受け、道では、施設での虐待発生要因等を把握するため、全道の施設を対象に実態調査を実施し、従事者の方々から、相談しやすい体制づくりや、ストレスマネジメントの実施、職員配置基準の見直し等、虐待防止対策について、多くの御意見をいただいたところでございます。

道では、各施設に対し、虐待通報義務の周知や、従事者が相談しやすい環境整備等について通知するとともに、入所者支援に当たって、怒りやいら立ちの感情を制御する、いわゆるアンガーマネジメント研修を実施したところであります。

道といたしましては、今後、審議会等の御意見も伺いながら、障がい者虐待は決してあってはならない重大な人権侵害であるという認識の下、虐待防止対策や、指導・監査体制等について検討を進めますとともに、国に対し、職員配置基準の見直しを引き続き要望するなど、入所者御本人や御家族に安心して施設を利用していただけるよう、適切な障がい福祉サービスの確保に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　農政部長鈴木賢一君。

○農政部長鈴木賢一君（登壇）まず初めに、メルコスールとの交渉についてでございますが、本年６月、日本とブラジルの両首脳による交渉開始の表明を受け、地域からは、安価な牛肉など、農畜産物の輸入拡大による本道農業への影響を懸念する声が上がっているものと承知しております。

道では、７月下旬に、関係機関・団体の皆様と一体となって、国に対し、交渉内容の丁寧な説明や農畜産物などの本道の重要品目に対する必要な国境措置の確保について要請したところであります。

道といたしましては、今後とも、交渉の動向を注視するとともに、生産者の方々をはじめ、関係者の皆様が不安を抱くことのないよう、国に対し万全な対応を求めるなど、日本の食を力強く支える豊かな農業、農村の実現に向け取り組んでまいります。

次に、農業・農村整備についてでありますが、本道が、我が国の食料供給地域としての役割を今後とも果たしていくためには、農業の生産性向上を図るとともに、気候変動への対応を可能とする農業・農村整備の着実な推進が重要であります。

道では、これまで、スマート農業技術の効果を最大限発揮させ、農作業の一層の省力化を図る農地の大区画化や、高温・少雨時においても農作物の安定生産が可能となる畑地かんがい、大雨による冠水被害を軽減する暗渠排水や排水施設の整備などに取り組んできたところであります。

道といたしましては、今後とも、本道農業・農村の持続的な発展に向け、関係機関・団体の皆様と連携し、整備に必要な予算の確保に努めるとともに、農業の生産力や競争力の強化、農村地

域の強靱化に資する農業・農村整備を計画的かつ着実に推進することで、我が国の食料安全保障の強化に貢献してまいります。

○議長伊藤条一君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）津波対策についてでありますが、地震や津波から道民の皆様の命を守るためには、防災教育の充実や、地域における津波避難施設の計画的な整備など、様々な対策に取り組んでいくことが重要です。

このため、道では、発生が切迫しているとされる海溝型地震に対し、北海道開発局などと連携した推進会議を活用しながら、関係市町における津波避難タワー等の施設整備が着実に進むよう支援しており、令和７年度までに８市町、計19か所において整備を終えたところです。

道としては、引き続き、北海道開発局や気象台等の関係機関と連携しながら、津波避難施設の整備を促進するとともに、実践的な訓練や防災教育を積み重ね、住民の避難意識の向上に取り組むなど、ハード、ソフトの両面からの地震・津波対策を進めてまいります。

○議長伊藤条一君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）道路の維持管理についてでありますが、近年、下水道の老朽化などに伴う道路陥没が発生する中、こうした事故を未然に防ぎ、安全で円滑な交通の確保のためには、道路の適切な維持管理が大変重要と認識しているところです。

このため、道では、道路パトロールや路面下空洞調査を実施し、速やかに補修を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき、道路、橋梁などの補修を計画的に行っているところでございます。

また、国や市町村などの道路管理者と連携し、橋梁やトンネルなどの維持管理に関する情報共有を行うとともに、昨年４月からは、地下占用事業者も参加する連絡会議におきまして、各施設の点検結果等を共有しているところです。

道といたしましては、引き続き、道路の適切な維持管理を行いますとともに、国に対し、維持管理に活用可能な交付金制度の創設を要望するなど、予算の確保に努め、安全、安心な道路交通の確保に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　公営企業管理者谷内浩史君。

○公営企業管理者谷内浩史君（登壇）中村議員の御質問にお答えいたします。

ペロブスカイト太陽電池についてでありますが、軽量、柔軟といった特性を持ち、従来型では設置困難な場所や、既存の施設へ設置可能なペロブスカイト太陽電池につきましては、再生可能エネルギーの導入拡大と地域との共生の両立が期待できるものと認識しているところでございます。

一方で、ペロブスカイト太陽電池に関しましては、積雪寒冷地における実証事例が少ないといった状況にもあることから、企業局では、発電事業を通じて培った知見などを活用しながら、今年度から、耐久性や発電効率等のデータ取得や分析といった、本道における実用化の可能性の実証に取り組むこととしており、現在、協力いただける事業者の募集を行っているところでありま

す。

企業局といたしましては、今後、この事業で得られた結果を市町村等に提供し、導入促進につなげていくとともに、道庁本庁舎でのペロブスカイト太陽電池の展示などを通じまして、道民の皆様への情報発信にも取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　中村守君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

９月18日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時46分散会